

受入ID-1520030116B00108



木曾の林政と施業の沿革

農林省林業試験場木曾分場

1969.8

43年度木曾分場年報別刷

林局
曾
9



02000-00130742-8

序 文

木曾は御岳山、きそぶし、と共に、ヒノキの美林があることで人々に広く知られている。そして木曾地方ではヒノキがサワラ、コウヤマキ、アスナロ、ネズコと共に木曾の五木の一種として知られている。一度上松や王滝の国有林を視察されるとその天然林の状態が判り、また、その天然林の中ではヒノキが主要な部分を占めていることを観察しヒノキの純林の壮麗さに驚かざるを得ないであろう。そこで木曾谷のヒノキの林は大部分が約300年の林木で成立していることをきくことができるであろうが、何故この様にして、こんな大面積の天然林ができ上ったのか誰も知る人はないであろう。300年といへば徳川時代以降であるから、日本文化の発達の歴史からみると、極めて新しい年代のことであるが、これを推定し得る資料はみられない。

たまたま当分場の原寿男技官が木曾の森林の取扱いに関する多くの古文献を検討し、日本人の嗜好に最も適している木曾ヒノキ林が現在に至るまでどんな扱いをうけて保護育成されたかを明らかにした。この研究は木曾または、ヒノキ材に興味をもたれる方々の参考となると考へ別刷を増刷し木曾のヒノキ天然林視察の参考資料に供する次第である。

分場長 高 樋 勇

木曾の林政と施業の沿革

一原 寿男一

目次

- (1) 林政の初期
 - 1) 木材利用の変遷と木曾の発達
 - 2) 木材流送の発達
- (2) 尾州藩の林政と施業
 - 1) 伐採的林業
 - 2) 保護的林業
 - 3) 計画的林業
- (3) 近代の林政と施業
 - 1) 近代林業への胎動
 - 2) 経営的林業
 - 3) 陸送林業の発達
 - ① 森材鉄道運送と施業
 - ② 自動車輸送と施業

まえがき

木曾の林政と施業の沿革は、中世期以降の木曾ヒノキ天然生林を対照として発展してきたといえる。徳川時代末期での木曾の林政は木年貢に始まり、伊勢皇太神宮の遷宮用材伐出が1300年代以降に慣例となり安土桃山・徳川時代初期に寺院、築城用材など木材供給の宝庫として利用するとともに木材市場に売捌き領主の収入源にあてられた。徳川初期に多量の伐採による山林の荒廃が起きたので強力な保護政策がとられた。明治時代までの林業は略奪林業といわれているが、木曾においては無計画的伐採と択伐的林業（保護的・計画的林業）といえないだろうか。明治以降は官民区分が明確にされ官有林は御料林として22事業区に区分した施業体系ができ主要な皇室の財政源であった。林政統一によって国有林となり現在は木曾谷を一経営区とした経営計画が確立され国有林特別会計として運営されている。

民有林は明治以降確立されたもので、その林政と施業は后日解明することで今回は省略したい。中世期以降における木曾谷の木材供給は需用の増大と相まって時代の進展とともに次第に多量となつたものと考えられるので、時代を分け林政と施業の推移を述べてみたいと思う。

「付」 昭和41年の木曾郡の総面積は 168,409ha であり、森林計画によれば、民有林 59,050ha、林野庁所管国有林 96,314ha、同官行造林 2,626ha、その他国有林 104ha で森林面積は 158,094ha であり、森林率94%となっている。

(1) 林政の初期

- 1) 木材利用の変遷と木曾の発達

我が国の林政は氏姓時代すなはち畿内を都と定めた時代より始まったといわれ、5世紀に樹木の保

護手入を行なう山守部を任命した記録があり、木材の利用を裏付けている。

百濟より仏教が伝わり、仏教の興隆とともに飛鳥文化が栄え、中央においては木材利用が盛となる。大化の改新によって土地制度が確立された。国内を国・郡・里に区分して国司・郡司・里長をおく管理体制ができ、中央集権国家が建設された。公民の生活には田・畠の収穫が主体で、山林原野は入会使用が自由で農業の補足に利用していた程度である。

公民の住居様式は掘立小屋式の簡単なもので住宅用材および燃材は微少な量で森林利用は主として社寺・宮廷の造築用材の供給地と考えられ、この木材に関する仕事を行なう者を大工寮として任命している。

白鳳時代に入ると山川蔽沢といって、末墾の山林・原野・河川・池沼を指し、誰人も立入利用することができた。その利用の主なものは獣類・魚の保護・山菜の採取で木材の利用は僅少であったと思う。この時代に漆の利用が盛んになった。

木曾の歴史をみると、有史以前から人類が住んでいた遺跡は各所に散在している。飛鳥時代以降の国の区分は645年の大化改新の班田収授・国分田法により木曾川上流を堺として美濃国恵奈郡絵上郷であった。

国が区分される前、美濃から木曾川筋に沿って、先住民の跡を逐うて次第に上流に進んで行った住民が、木曾北境の地につくられた部落が、吉蘇小吉蘇の両村である。吉蘇村は小吉蘇村の本村で宮の越を中心とした部落であったと思われる。吉蘇村は現在の大桑村附近という説もある。

和銅6年(713年)木曾山道を美濃国の国司笠朝臣麻呂が11年の年月を費して、今の中津川より蔽原まで開通した。その後小吉蘇村より縣坂上峠、(のちの境峠)が開さくされて、新たに信濃に通ずる路ができたのである。この路が開かれたことにより小吉蘇村は本国の美濃より信濃に近く交通が便であるため信濃に多く交渉を持つようになった。年を経るにしたがって信濃の支配が強くなったため、平安中期に美濃と信濃の国境紛争が長年続き、元慶3年(879年)正使の判定により縣坂上峠が両国の境界と決まって争は解決した。

木曾山道の重要性は、軍事的であることは天慶3年(940年)平将門の乱に朝廷より岐曾道使なるものが派遣されて警護した記録でもいえる。木曾山道は木材の運搬にも役立っていたものと思われる。

木曾で古い建築物は、天城天皇(810年頃)伝教大師が神坂に広済院が建てられたと伝えられており。また野尻の薬師堂は、承平7年(936年)に八郎義寛が建立したもので、木材を伐出した場所を薬師沢となづけられている。(野尻営林署管内)

約1000年ごろ墾田永代私有令など政府の開墾奨励などにより荘園が発生し、不輸・不入の権利をみとめたことが墾田が増大し律令制が緩み、班田制が崩れ荘園が発達した。木曾の荘園は、荘園の発達による影響で、京都の権門勢家に対する寄進地系の不在地主的な荘園と考えられている。はじめは京

① 応神帝5年、諸国に令して御料地に海人および山守部を置いたとある。また同じく応仁朝40年には、皇嗣菟道雅郎子を大山守命に任じ、山川林野を掌らしめたということが見えており。山守部(山部)は山林を管理するのをその仕事としたが、田地を領することも認められていた。

② 律令時代は大家族制の郷戸が単位となっており、山川蔽沢の利は公私これを共にするという原則に基づいて人々は林野を利用し、それによって、班田からの収入の不足を補っていた。

③ 718年養老律令による官制に大工寮が定められている。宮廷需要の木材に関する仕事を行うもので「頭1人、掌管構木作および採伐事、助1人、大充1人、小充2人、大属1人、小属1人、工部20人、使部20人、直丁2人、駐使丁」というような規模である。

④ 大宝年間(8世紀初)にはいると漆工の利用は盛んになり、鞆・館・鞍などの武器にまで用いられ、そのため漆樹栽培が奨励され、広く諸国からこれを献ぜしめている。

⑤ 奈良時代の中頃から平安時代初期にかけて、国有地の中に貴族の私領地ができ、これが荘園の始めであるといわれている。

⑥ 荘園発達による荘園の所有は1~2町歩から数千町歩と大きくなり、実権は地方在住の管理人に移り、実力で国司に対抗し、国役に従わず班田収授の法がくずれた。

一般人民も中央の権門勢家に寄進・寄託して荘園領主の保護を受けた。

都の公家である宗像少輔領として大吉祖庄ができた。また古文書によると小木曾庄もあるので大吉祖庄の名で呼ばれていたが、2つの庄があったかは定説がない。

耕地の少ない木曾では年貢を米その他雜穀で納めることなく前奈良時代頃から山林の産物を献納したものと思われる。その主なものは木材で、薬草等加工物や、皮革、栗、川魚が含まれていた。この献納が後日の木年貢の始まりで樽を岡付(陸送運搬)して都へ運ばれたものと思われる。

信濃・美濃の国境紛争の解決は、一時的なことで支配力の境とはならず、結局小木曾庄は信濃勢力範囲に所属することによって発達した。したがって木曾の北部は信濃、南部は美濃の政治・経済圏に属して各々異った発達をなした説と、木曾は(木曾川流域)美濃・信濃両国の中間的な位置付と考えられる。荘園の発達初期の国名は美濃国、中期の国名は両国が使われているので、木曾として独立した森林資源を背景とした地域と解することもできるのではなかろうか。

木曾の発達は、木材を経済的要素とした荘園の発生に原因する。木曾は元来山間狭隘の地で耕地が乏しいにもかかわらず、米穀の収穫量以上の住民がいたことは、生活に必要な木材を豊富に生産していたことが、住民の経済生活に寄与していたものと思う。また今日まで木曾に良材が豊富であることは、ここに荘園ができ、その当時から山林の保護統制が完全に行われていた結果であろう。

寿永元年(1183年)に朝日將軍となった木曾義仲は、中原兼遠(信濃権守に任せられる)の手によって成育されたことは、森林資源力が大きい背景となっていたことを物語っているともいわれているが、むしろ木曾義仲によって木曾の森林資源を確認され、戦国時代以降諸大名に利用されることになったと思われる。

鎌倉時代後期の荘園領主は無量寿院領、建武・南北朝時代は高山寺領の記録はあるが、木曾の荘園を、庄司として誰が支配していたか記録がない。南北朝時代になると、この地頭真壁氏が年貢を横領して高山寺に納めなかつた延元2年(1337年)の記録があるので、何時頃からこの地頭であったか明瞭でない。また地頭時代が真壁氏一代とも考えられないがその記録がない。

2) 木材流送の発達

南北朝のころより木曾氏が真壁地頭をおさえて木曾氏が実質的に木曾を支配する少し以前より木材の流送が始まった。美濃山が御山に指定され美濃国の守護が伊勢皇太神宮の遷宮用材の伐出を行なったものではなかろうか。木材の流送はこの神宮や、寺院からの特殊注文材の伐出で始まり、畿内地方の山作所形態で集運材されたものであろう。丸太材または榎角(現在の素材)を流送する木曾式運材法のはじまりである。

伊勢皇太神宮の遷宮について述べれば天武天皇(685年)の詔勅によって21年目ごとに伊勢皇太神宮の改築がされることになった。伊勢皇太神宮の遷宮の沿革は付表の年表に記載のとおりである。年表でも分るように伊勢神宮の近郷で宮城林である神路山・高倉山より伐出されていた遷宮材も大材の減少にともない木曾(裏木曾も含まっていた)にその材を求めた。木曾が林業史上始めて歴史にあらわれたのは暦応2年(1339年)弘安8年の内宮の遷宮用材を美濃山(木曾山)に求めることにつとめたが勅許がなくその后暦応4年12月(1341年)外宮の遷宮用材と木曾の王滝白河山(白川国有林)で伐採されたのが始まりである。

⑦ 吾妻鑑文治2年(1185年)の条に、信濃国大吉祖庄宗像少輔領とあるも、如何なる人であるかはつきりしていない。大吉祖庄が鎌倉初期に在存していたことは明かである。

⑧ くれ丸太をみかん割にしたもので、この当時は柱・壁材とした。天平宝字6年(762年)に東大寺の造営材として近江国大津で相模を伐採した記録が最古であろう。

⑨ 木曾南部は遠山に属し発達したものと考える。地域は極めて古い文化を有する美濃の平野に接した。川上・付知・加子母の裏木曾と、田立・山口・馬籠・妻籠・湯舟沢・三留野辺まである。美濃方面に対する木材の供給地として早く開かれた。

⑩ 村落の直接支配でなく、村民の保護の代障として納められる諸年貢の収入が目的である。

⑪ 地頭は鎌倉幕府が、各地におき、荘園・公領の土地、すなわち下地(したじ・しもじ・げぢ)を管理し、租税を取立て、定額を本主や領家に納めること。この地頭職は世襲であった。

⑫ 木曾山と裏木曾山を含めた区域。

応永28年（1421年）に鎌倉の円覚寺が焼けその再建用材が木曾山に発注された。翌29—30年にかけて2000本の材木が百乘のいかだに組まれて木曾川をくだり桑名から鎌倉に海送された。洪水のため享徳元年（1452年）に錦織（岐阜県八百津町）の留め綱がきれ、京の南禅寺の用材が流された記録が一の宮の妙興寺に残っている。永禄5年（1563年）の外宮正遷宮にあたり、美濃山より木曾川を管流して、錦織または犬山辺から筏組して桑名を経て筏送りで大添に着岸した記録が「永録立記」に記されている。

木曾氏の起りはいろいろ云われているが、鎌倉幕府が衰えはじめた正安2年（1335年）頃、義仲の後ついで6代目の家教が木曾に復帰したという説と、木曾氏は上州沼田からで、初め沼田氏を名乗っていた説とが有力である。

木曾における位置は大吉祖庄の庄司か、雜掌か、地頭の配下にあったものが漸次勢力を得て、軍力を蓄えて南北朝ころ木曾（現在の野尻～藪原）を支配した。家村は元弘・建武（1335年）頃の事変にあたって軍功により近江の安食野・伊那の高遠・上野の千林の荘を賜って、木曾氏と称した。

永享3年（1431年）に藪原峠を開設して鳥居峠の中仙道を木曾信道が開通した。賛川に関所をおいて関銭（通行税）を徴収した。（なおこのことについては研究を要する）

享徳4年（1455年）に木曾庄あての古文書があるのは、木曾谷が、木曾庄に統一されていたことが明かである。家豊の時代応仁の乱（1467～77年）が起り、木曾氏は伊那の小笠原氏と結んで美濃に進出し、東濃を侵略している。遠山庄に属していた田立・山口・妻籠・馬籠・湯舟沢の一帯を木曾領に併出呑してしまったのは、恐らくこの時であったろう。応仁の乱によって室町幕府は崩壊し、木曾家も独立分国領主となり、これより約100年にわたり、よく毅然とした戦力を保つことのできたのは、木曾は要害の地であり、木曾山の優良木材を資源とした経済力があったものと思う。この事例をあげると天文年間（1530年～1550年）頃木曾義在は、木曾山南部の良材を盛んに伐木流送して売払い財政を整へ戦乱時代に備えた。木曾山の材木を計画的に利用しようと考えたものと思われる。

その伐出に必要な労働力は、木曾住民では不足であるので、他国より木曾谷へ山仕事の傭、日雇などの移住や出稼はこの時代から始ったものと思われる。大阪や堺に木曾ヒノキの市場ができたのもこの当時であらう。

天正9年（1581年）武田勝頼は、蘿崎附近に新府城を築くため、その用材を木曾に命じたといわれている。その上苛酷な賦課があったので、木曾義昌は織田信長につき、美濃に兵を進めることになった。

織田信長は天正13年（1585年）の両宮の正遷宮のため御油山を木曾田立村の伊勢木屋山に決め天正10年（1582年）に伐出している。

従前の川さげ材に対して、木曾山、飛騨山の材は流送の始った時より通行税をとられた。この通行税をなくしたのが秀吉である。木曾川は錦織・飛騨川は下麻生に関所があり、川さげ材の一部が運上（うんじよう）という税金をとられた、錦織では10本に1本、下麻生では6本に1本である。川は天下の公道という建前から通関税を川沿地元豪族が徴収した。

天正19年（1590年）秀吉は全国統一を終え木曾氏を総州網戸へ移封し木曾山ならびに木曾川・飛騨川を直轄領とし通行税をなくし、石川光吉が代官をして木曾を管理させた。大阪城修理・仙洞御所など用材として木曾の良材を伐出した。

このようにして木曾山と木曾川の管理権は明治まで続いた。木材の水による運搬を便利にしたばかりでなく、源流から河口までの木曾川のすべてが「木曾の延長」という性格になり濃尾と木曾と関連が深まった。石川光吉は笠松や岐阜に木材の自由市場を開き地元商人に運営させ、堺・大阪商人も出

⑬ 秀吉は木曾山のみでなく、土佐・日向・熊野・富士山の各地から伐出させた。全国統一を終えた戦後復旧と威儀を高めるため、城造はもちろん、京都における公武の邸宅を新築復興し、城下町の造営・船舶や車の製造などを行、また社寺は有力者・公武一般民衆の手によって数多く造営された。

入し、木曾材を軸とする商業経済が始まり、江戸時代に至って名古屋が全国一の木材集散地のもとを作った。

（2）尾州藩の林政と施業

1) 伐採的林業

幕府を江戸に定めた慶長8年（1603年）前に徳川家康は山村道祐を木曾代官に命じ、山林行政と民政を行なわしめた。下用米を木曾住民に給与し、ヒノキなど樽約27万丁・土居約4千駄を上納する木年貢制度を行なった。この材は尾州藩の用材に使われた外は市場を設け材木商に売払い藩の財政に充當した。（村別木年貢数量割当は省略）

この木年貢制度は豊臣時代か、木曾氏の隆盛時代か、またそれ以前から継続されていたものと推察されているもので木曾の特殊性を示めしている。山村代官には白木6千駄、住民に5千駄を与えられた。この白木は奈良井・藪原・八沢では檜物漆器類の材料とするため特別の配当がありその外は各宿へ夫々配当せられ、素木または葺板として江戸および名古屋方面へ出荷された。この6,000駄分の製品や素木は凡て陸送、馬の背中で送られた。当時岡附荷物といわれたもので、御免手形を必要とした。江戸・名古屋よりの帰り馬の荷物は米その他生活物資の運搬にあてられた。

山林行政は木曾山のみでなく運材および貯木場を管理するため木曾川筋はもちろん錦織・白鳥まで山村代官が支配した。

木曾の年貢は木年貢を除けば比較的低率で、附加税・雜種税といったものはあまりなく、その方面的負担は当時として軽い方であった。しかしそれに代る夫役（第5表参照）が相当重荷であった。これは木年貢納付の関係からその運材人夫としての課役と、中仙道の交通関係の課役などであった。ことに交通関係の課役は、臨機にいつでも課役され例えれば田植の最中でも行列が通れば人足に出されるなど住民の最も苦痛とする所であった。

慶長13年（1608年）の定書によると古くから「よき役」が定められており、人足として出役させられたのである。「よき役」は公民権の所在と考えられ、この所在数に対して課役量を決定したのが定書による「よき役」の数である。時勢の進展と中仙道交通量の増加は20年後「よき役」の数を改定するにいたり、改定後はよき役とはいはず役人（第5表参照）と称し、各村の割当高を役人高というようになつた。寛永年度中の各村・合計役人高は1292.5人、1305.75人と変った。このよき役、役人の仕事は木年貢の川狩人夫、山村家に薪・炭・干草・葛葉・米糠の納物（岩郷・王滝・西野・菅など福島附近の14ヶ村のみ）および公家・大名などの通行に際して徴収される人馬の服役である。

慶長14～元和8年（1609～1622年）間に駿府御殿用・名古屋城・江戸城・鎌倉宮用の用材に樽3万丁・ヒノキ・マツ等25,000本の御用材の伐出を命令され、前記計画的な木年貢以外多量に伐出している。この伐出には材木商が携ったのではなかろうか。江戸城の造営に駿阿・遠江・三河・尾張・伊勢の林木商に伐出を命ぜられた記録がある。

慶長5年～元和8年（1600～1622年）の23年間に樽78万丁、土居12,000余駄が水害で流失したが、その失材に対して尾州藩はこの木年貢を免祖することなく納入方を催促され再度出材したため山村氏の困窮したことが書留られている。

このような過重な要求に、山は乱伐により荒廃し木曾谷の人々は多大の犠牲を払っていたのである。これまでの約50年間に莫大な数量を伐採したので寛永20年（1643年）上松以南の土居樽の伐採を禁じた。木曾山の伐採は藩用資金や神寺院・皇居・城造営用材のための出材は慶長年間以来相当の数量に昇つたので、木材資源は漸次減少の一途を辿り森林保護制度に移行することになった。

2) 保護的林業

⑭ 留山制度が確立したあとの白木とは「木曾山雜話」の記録によると、ヒノキ・アスナロ・コウヤマギ・サワラ・トウヒ・モミなどの倒木・古木・堀り木（堀りだした木）をもって、長さ3・4・5尺、巾3・4・5尺の樽のように柱目に木取したもの（特に源次切柾という）および桶・重箱・盆など製造に適するよう木取をしたものと総称する。

秀吉・家康時代の多量な材木の消費による特別伐出が続いて木年貢の定期伐出など伐採的林業は、山林の荒廃を招き山村氏の山奉行にかえ尾張藩直営の山奉行を木曾におき定期伐出量に多少制限を加へ留山・鞘山制度・明山の停止木を遂次強化し、部落或は個人の控林の停止・切畠の制限など森林保護制度に力を入れたのである。

保護的林業に移行したのは寛文4年(1664年)尾州藩の目付役が木曾山の巡見を行ったのが契機である。山村代官はこの巡行に疑問をもって快く思わず、政務多端のため山元より川狩、錦織・白鳥にいたる支配について到底力が及ばないという理由で、山林行政一切の辞たいを申し出たので翌年尾州藩は山林行政一切を直轄で行うことになり、上松に材木役所を新設し木曾山の支配方を命じた(第2表参照)。上松材木役所は賛川・平沢と美濃の落合に支庁をおいて材木がみだりに木曾より出るのを防いだ。

上松材木役所は上記の巡視により、山林の荒廃対策として、過度に伐採さした湯舟沢・田立・小川・鰐川の主要な山林を留山(第3表参照)にして伐採を禁じた。これが保護政策の始めである。江戸時代以前より鷹匠に使う鷹を取るため設けられた巣山は59~61ヶ所で(第3表参照)1個所の面積は縦1町、横2町の小さいものから田立村の塚野巣山のように縦20町、横30町の大きなものもある。巣山の伐採は一切禁止されただけではなく、立入すら禁じられた。留山も全く巣山と同様に制限を加へたので住民の立入りの自由なものは明山に限られ、木年貢材や、白木の伐採および柴草・果実などは自由に採取できたが、明山も後述のように漸次伐採停止木が定められ森林の利用は次第に不自由になった。(第4表参照)

木曾山の荒廃対策として伐木制約の必要から御免荷物(木曾住民の採取権ある白木)を廃止して金子下附に代えようとの内意を山村家に示したので、寛文5年(1665年)より6,000駄に対して300両の運上金を上納することにして、(12年間)たが、素木材料の欠乏と利潤の関係から延宝4年(1676年)から6,000駄の内3,000駄をヒノキの板子1万枚に切替え川下げで錦織へ出し、運上金も半減し150両とした。資材欠乏はヒノキ類のみを出すことが不可能になったので雑木を取ませ元禄4年(1691年)材質を落して御免荷物を続けてたが宝永6年(1709年)遂に3,000駄の川下も止め、その切替代金として200両向う5ヶ年間下附せられ150両の運上金も全廃した。この下附金も10年後には100両に半減されまた10年後には切替代の下附は廃され、却って3,000駄の岡付物に対して150両の運上金を命ぜられた。

貞享4年(1687年)尾州藩は御金奉行星野三四郎外3名に第2回目の木曾谷巡視を行なわしめ、巣山、留山に対して新規をつけた。これを鞘山といった。元禄10年(1697年)御金奉行鳥居八左衛門外3名が3回目の巡視を行った。

宝永4年(1707年)市川甚左衛門が上松材木奉行に任せられ、さらに一層制約を加へ、宝永5年(1708年)ヒノキ、サワラ、コウヤマキ、アスナロを停止木(チョウジボク)として伐採禁止をした。この結果御年貢木として納める博・土居は御用材伐採の根木・枯木または雑木をもって伐出させた。また他村より買木で上納するようになり、なお不足あるときは代金をもって上納せしめることになった。

山村家が知行同様に拝領した白木5,000駄は、伐出して江戸で売捌いていた。江戸における儻約令の影響で白木の値段が下って、売行が悪くなつたので、寛文9年(1669年)2月に山林家の願によつて、白木の伐出を檜小板子の伐出に変更して、錦織へ川狩で搬出して売捌くことを許された。また江戸の商況によつては一部を白木として、江戸で売捌くことも許された。原木の減少により檜小板子を減し檜小物を伐出することを、元禄元年(1688年)12月願出で許可された。享保の検地の前年(1723

⑯ 木曾において雑木といふのは、モミ・ツガ・クリ・カツラ・マツ・ヒメコマツ・カラマツ・シラビソ・クルミ・スギ・ホホをいう。

⑰ 代金は金壱両でサワラ5尺博240丁替・桧土居11駄替で金納。

年)9月、白木5,000駄の伐採許可を廃止して、藩の伐出した材木5,000挺を給与することに改められた。材木の伐採搬出の費用は山林家負担の記録もある。元文4年(1739年)9月にいたり材木の給与を廃止して、米1,500俵に替えて給与された。この米給与は相当永く続いたものと思われる。

享保6年(1721年)6月、普請奉行大村源兵衛外7名の第4回巡見で、山林の荒廃著しいものであると気付き、同年末、ネズコとクリ、翌享保7年(1722年)にマツを留木(第4表の注参照)とした。享保6年(1721年)には切畠に厳重な制限が加えられ、屋根板の使用禁止が出された。享保13年(1728年)には、ネズコも停止木に加えられ、留山も増加した。(第3表参照)元文3年(1738年)にはサワラとケヤキが留木に指定された。

留山に始まった保護政策は、木曾住民に賜った御免荷物ならびに、山村家が拝領していた白木は伐出区域が制限され、伐採量も減少された。これに加えて停止木・留木が設定・強化されたので、住民の山かせぎが減少されられた。とくに木年貢の廃止は、住民の山かせぎができなくなるばかりか、年貢米の上納をしいられた。このような保護政策により、木曾住民の生活はますます苦しくなったので、産業改新をうながしたのである。

養蚕・紙木の栽培・薬草の採集栽培などが藩の庇護のもとで盛んになったようである。享保年間には、飛騨の国から、女工を呼び座操製糸法の伝習を受け、製糸が古くから行なわれていた。明治年代には、上松を中心に製糸は栄え、上松に14工場・工員4,500名に達したという。

享保8年(1723年)に木年貢は廃止したが木年貢は木曾独特の貢祖であり、徳川初期(あるいはもっと以前からともいわれている)より続けられたものである。木年貢の廃止は年貢米に切り替り、享保の検地により田・畠が再調査され、雑穀を含んだ年貢米は従前より厳しくなった。また、今まで無年貢地であった屋敷にも年貢を課せられた。30年後の宝暦2年(1752年)の木曾年貢納方勘定目録によると金納が55%および雑穀は7%で、あとが米である。

享保の検地は享保9年(1724年)春に行われ、秋には木材奉行木村源エを福島勤務とし、立会役所を福島上の段に建て、山村屋敷を上方より監視して、本来の山林行政ばかりでなく、民政の監督を行つた。住民からの年貢押収の監督が目的であつたらしく、前後17年で福島立会役所が再び上松に引上げ、山村家の谷中支配権が旧に復した。

地山(百姓持山)もこの享保の検地により明山に編入され、また耕地の附近とか屋敷の近くの比較的最寄の場所で柴草を採取収益していた区域で自然に成林した控林にも明山同様な取締を受けた。享保年間(1720年代)の土木用材・家屋用材・井水の樋・川除普請、家作木用材は藩の許可を得れば、雑木生木の伐採ができた。また雑木の倒木は願出は必要としなかった。

延享2年(1745年)谷中御免木の内岡付3,000駄も1,899駄を奈良井・藪原・八沢の細工木として現物給与の他は金子給与にするなど御免荷物の縮少を計り山林保護政策の一環とした。

享保年間は、一方漆の植栽を進め、地元漆器工業を盛んにならしめた。漆樹は、村預け林の周辺に植えさせたが、管理上植栽者にその土地を預けた結果個人控林(第4表参照)が成立するようになつた。その後数度の巡見を行ない、寛保2年(1742年)入会山の調査整理をなし、山林保護にともなう住民の収入源を他産業の振興政策を打ち出すなど、尾州藩は木曾の林政を整へ、山林保護に全力を尽した。嘉永2年(1850年)にはケヤキも停止木とされた。

この保護政策は実にきびしい林政として「木一本首一つ」の話が今でも残っている。例いえば寛永9年(1669年)には蘭村の権右衛門は檜皮を剥いたため、斬首の上獄門妻子は追放。延宝3年(1675年)4月、神坂の湯舟沢山にコウヤマキの樹皮を剥ぎとった跡があると、庄屋からの注進があり、山村家の役人が出張して調査の結果、剥皮した立木1,332本もあり、加害者を捜査のところ、同所の百姓徳左エ門というものであった。徳左エ門は罪となることを知らずに剥ぎ取り檜繩としたものであるが、召し捕られて入牢、山村家では尾州家にその処置を伺つたところ、さらに細かな取調があつた上、徳左エ門は打ち首の上、さらし首の刑に処せられ、その妻子は遠く国外(信州より一定の距離以

外) 追放に処せられた。「知らしむべからず、よらしむべし」という当時の暴政振りがうかがわれる。

天保年間の記録では、停止木を伐採し盗むものは、死罪処分であったものを追放に改め、さらに入牢に改めた上一本につき過科金1両を徴収し、犯人がわからないときは、村に過科を負担させた。また、当時の運材はすべて川狩によつたから、川沿の盗木などを防ぐため堅く警戒し、川並法度を制定し、毎年川並法度手形帳という誓約書を出させた。

留山は住民立入禁止であったが、王滝村瀬戸川に留山制度ができるから100年後に薪材の伐出が許可されている。これは宝歴13年(1763年)に生活必需品である薪材は、明山を切り尽して困ったので、王滝村の庄屋外7名から奉行所あて「薪を切る場所が年々切尽して払底となり、何とか特別をもつて瀬戸川御留山の中で薪の伐出を許可してもらいたい」旨歎願書を出したが許可にならなかった。その後11年たつた安永3年(1774年)いよいよ困りはて、同文歎願書が再提出された。尾州藩も実情調査の結果ついに、事情止むを得ないものと認めて安永6年(1773年)やっとこれを許可した。

このようにきびしい山林保護政策をとりながら、一方、年に相当量の御用材の伐木を行なつてゐる。伐採した材は木曾川を管流して、錦織網場まで運び、そこから筏流して白鳥貯木場に蓄材して、藩用材または一般用材として売扱われていた。

一方造林については、ほとんどみるべきものがない。しかし享保11年(1626年)11月尾州藩は山村代官をして、材木奉行市川甚左エ門と協議の上、木曾山の搬出便利な場所にヒノキ、スギ、サクラ、キリの植栽することを村民に申渡たしている。そして、その苗木仕立、植栽、下刈等の人夫賃を藩庁の臨時費のうちより支弁した。

保護政策により木曾の森林の管理収益が藩に在ることが益々明瞭となりその名称を御山といい、御留山・御巣山・明山に区分され、森林の管理収益の主体が全国的にいわされている野山(村が主体)または百姓持山(個人が主体)は表面的には木曾谷および裏木曾には存在していない。村民の山林原野の利用は(第4表参照)、明山の中に限られ御停止木・留木を除き他の材木は家屋用材・土木用材・薪として伐採することを許され、御停止木であっても古木および倒木などは白木として伐出することを許可された。また草山の部分は草場と称して株・肥草の刈取を許されていた。

以上述べてきた保護的林業時代においても、藩の御用材は従前通り定期的に伐採が年伐量が減ったといわれながら続けられた。その上伊勢皇太神宮の遷宮材の伐出回数も、約130年間に5回も行われている。その伐採量は下表のような資料も参考になるものと思われる。初の行の年平均226.1万本は過大と思う。単位が数であれば、41万本となる。

保護的林業時代の木曾の出伐数(寛文改革以降の木曾の出伐数)

年 代	年 間	木 数(万 本)	年 平均(万 本)
寛文5—元文3(1665~1738)	74	16,731.5	226.1
元文4—延享元(1739~1744)	5	80.8	16.2
延享2—宝歴元(1745~1751)	7	32.3	4.6
宝歴2—安永4(1752~1775)	24	794.2	33.2

地方史協議会編「日本産業史大系・中部地方篇」による

この時代(1600~1664年)より丸太材の運材に、水の利を用いる木曾式運材法が確立したものといわれている。この方法は300年以上も続いた運材の基幹をなすので、項を改めて概要を述べる。

⑯ 野火巣鷹法度・川並法度・切畑法度は三御法度といい、享保年間頃から制定された御法度であつて、山村役所では年々の行事の一つであつて、この三御法度の取締である。御法度の申渡の日時には必ず全村の戸主は、印形持参庄屋宅へ集り申渡を拝聴承知して手形に署名捺印した庄屋はこれをまとめて一札を提出した。

もともと水の利を用いた造運材は、畿内地方で奈良時代より行なわれていたが、その採材は榑であつて、材木をミカン割りにした節のない良質な材のみ採材して運材したものである。木曾においても材木を木曾氏時代の天文年間(1530~1550年)に流送した記録があるが、これは榑か丸太材かはっきりしていない。秀吉が大量に出材した建築用材も、本が単位であるので丸太材であったろう。尾州藩の木年貢材は榑・土居を指定しているが、御用材は本を単位としているので丸太材であったろう。

記録によると榑は丁・土居は駄を単位としているが、丸太材は円材ともいい、本を単位としている。円材に対して角材・平角など加工材があるが、この単位は本または挺(丁)である。

採材方法は榑・土居から丸太材・角材に進歩したものと思われる。その時期は、建築技術・木材需要など関係するものと考えられる。その時期は神宮用材が慣例になった時点か、江戸初期か、木年貢廃止前後の3点であらうが、研究不足で明らかでない。木年貢材・白木材は主として根木・倒木・枯損木などから採材したことや、御用材と区別するために、丸太材には採材させなかつたものと思われる。

木曾式運材法

この方式の創始は徳川義親氏によれば、甲斐の軍法にもとづくとの説もある。伐採に先立ち木種調べが行われ、小屋掛けから始められる。

伐採は毎年88夜前後の樹液の動き始めた頃から開始され、用具はほとんど斧を用い一定の規格により造材する。造材が終った区域から山落を行ない、谷付をする。ボサヌキといつて木材の自重による集材を行ない、一定量集積させ留場を設け、人力でせり出し(木寄)を行なう。谷付けまでの地勢形により修羅・桟手の集材方法を用い急斜面地には臼を設け木材の損傷を防ぐ方法をとった。

谷付された材木は、秋から12月までに鼻材で堰・大留を順次作り、残留材を堰から狩り出し、下流に進め、木尻は順に取り払って木曾川に木鼻を付ける作業が小谷狩である。

大川狩は小谷狩されたものを木曾川本流や支流の各地点より錦織までの管流作業である。川の水量は多いが、浅瀬あり岩石あり急流あり決して順調に管流はできない。そこで地形・水流に合わせ修羅・堰・尻止め・〆切・アテガイ・棚・牛杵など木材で作設し、重網・〆網など利用し材木の円滑な川下げをはかる。大川狩中出水に会うと、ほとんど予防の方法がない。不幸にして増水流材のわざわいに会うと、運材設備は破壊され、多数の材が河磯地に打ち上げられるなど、正常な大川狩にもどすまで莫大な労力を要し、材の損傷をきたす等多大な損害となる。

錦織網場に到着した材木は2~4月まで白口藤といはれる頑丈な藤網でつくった留め網により受けとめられる。長さ30尺巾40尺の筏を網場で組み、木曾川を乗り下げ、途中で順次つなぎ合せ桑名に到着する。海上を回漕して熱田港に入り白鳥貯木場に到着する。

300人を越へる労務者を指揮監督する労務組織は厳重をきわめており、食糧は藩が支給し厘袖を除き常日雇の俸金体系がとられていた。この木曾式運材法は大正中期、森林鉄道輸送に切替られるまで続きその詳細は北沢氏の「木曾の山林をめぐる歴史」又、明治時代の様子は「帝室林野局50年史」に述べられている。又絵図は長野営林局編「木曾伐木運材図絵」(昭和29年)に画かれている。

3) 計画的林業

100年以上の保護的林業を続けているうちに、永続的に用材を供給するには、伐採区域を決め、残存木の保護育成を行うなど、いわゆる輪伐期を取入れた保続經營を考えだしたものと思われる。他の藩の例を挙げれば、秋田藩における文政3年(1820年)5月、林取立役に対する書面(文面省略・徳川時代における林野制度の大要p.181~182)に文化7年(1810年)・番山繰とあり、これは施業計画のことと、当時においても輪伐の方法によらなければ、諸種用材を永続的に供給することができない

⑰ 東大寺などの造営材を国家の組織で森林を伐採した場所を山作所といい、一名袖とも呼んでいる。天平宝宇6年(762)の記録にみられる田山山作所・甲賀山作所・伊賀山作所などである。斧などを用いて木を伐り、根・皮を採材して、筏を組む地点まで車や人肩で運び出す。山作領の検知を受けてから、葛網で編んだ筏をこしらえて川を運び、陸あげのあと車で奈良に運搬した。

労務者は奈良から、郷戸の貢進によって、さし向けられた。給与としては、日当10文とか15文とかいう労賃のほかに、米・塩、海藻など現物給与も行なわれた。

ことを知って輪伐による施業計画によって、研伐事業を実行することに努めたことが明かである。木曾には御林帳の記録はないが、幕領の御林帳によれば（文面省略・文献同上 p. 45）目通 5.6 寸程度は、木数に入れなく小木苗木に区分し、7 寸以上を木種としている。

さて木曾においては、秋田藩より 20 年ほど早くからこの考え方を取り入れ実行された。すなわち寛政 3 年（1792 年）木種取調を（範囲は王滝村のみでなく、木曾谷全部であると思われる）木材奉行所で行ないヒノキ・ネズコ・アスナロ・コウヤマキの直径 7 寸以上 1 尺 3 寸まで、サワラの 7 寸以上は全部伐採し 50 年にして木曾山を一巡する計画を立てた。その年伐量は 5 木および雑木取ませ 28 万数と定めた。（大略立木 5 万 1 千本）

このような伐採計画は、6 寸以下のものの樹木は 50 年後には成長して再び伐採し得る大きさとなり、残存木であるヒノキ・ネズコ・アスナロ・コウヤマキの 1 尺 4 寸以上のものは不時の用に備えることで、成長保続・備林の両面を兼ねた計画は 32 年間実行した処、下記の欠点が判った。

イ) 年伐量計算上に違算があった。予定どおり実行できない岩石地や、伐出費に多額の費用を要する不便地があった。

ロ) ヒノキの過伐 木材払受人がヒノキ・アスナロのみ希望して、サワラ・ネズコなどを残存し面積を過大にして総数量は過伐でないがヒノキの減少が起きた。

ハ) 更新の不利 伐採にあたって懸木やその後に雪折れなど被害が多く生じ更新がよく行かなかった。

以上の理由で従来の仕法を続けることは保続上欠点があると決めたので、従来の 28 万数を 25 万数に減少した伐採量で、木曾谷を一巡する年数も、66 年と延長を文政 7 年（1824 年）頃改正した。この計画的伐採は江戸時代末期まで続いたものと思われる。

弘化元年（1844 年）江戸城建築材 6 万本や 20 年ごとに伐採された伊勢神宮材（この時代は 4 回伐出されている）などは径 1 尺 4 寸以上の備林として残存したヒノキを特別伐採として伐出したものと思われる。

この時代にヒノキの天然更新したものが瀬戸川にあるが、天然更新の状態は次の文献による方法であつたようと思われる。（御料林 16 号昭和 4 年 9 月 p. 119）

旧藩政と天然更新法（木曾山の天然更新に就て）徳川義親侯の著「木曾山」の中に木曾山の人工植林は往時非常に少なく成績も劣らなかつたが自然植林法が今日の美林をなすに至つたと書いてある。

木曾において行なつた自然植林法と雖も森林を伐採せる跡に直に良木の苗を生ずるには必ず自ら林を成すの順序あるなり。即ち年々伐木の時所々に枝多くして到底林木にならざる木を種木（あるいは親木）として残し置くなり（第 1 期）次に伐木により日光を遮るものなきにより、従来樹下にスダケを生ぜし地の外は第 1 にウドおよびイチゴ等の草薙発生し（第 2 期）既に 3 年に及べばヤマグルマ・マルバノキ・ヌルデ・タラ・ノバラ等の灌木発生し伐木後 5, 6 年に及べば以上の灌木互に揖み合ひ、高さ 6 尺余に及ぶ為にイチゴ・ウド等は枯死す。（第 3 期）此時には既に伐残したる種木より種子が飛散して灌木の下に稚苗生じ屋根の如くに庇蔽されたる下に風雪の害を受けず安全に生長し、15~16 年にして 1 尺余に至り独立の勢始めて成る（第 4 期）ここにおいて之等の樹木により日光遮断せらるゝを以て先に生ぜし灌木皆枯れて肥となる（第 5 期）此林木の生長の速度に異動あるを以て其の晩かりしものは他の木の蔭となり枯死す。故に森林のなかで自から適宜に間隔でき良木のみ残り凡そ 50~60 年にして再び良木となる。（第 6 期）而して 150 年にして又伐木をなすを得べし、此の如くして生ぜし林木は年数は多少要するものの決して木心の腐れなく木曾檜の名を辱しめずといふ。

筆者はこういう実況をしばしば目撃してゐる故必ずこういう事実があるであろうと思ふ、故に天然更新は我が國で必ずしも至難であるまいと思ふといふ。（研修第 91 号郷雲山人）

この更新方法は、この時代に新らしく決まったものではなく、従前からの伐採経験によって積み重ねられたものであらう。伐採方法は、漸伐的択伐と区分できる。天然更新は人為的な伐採によるもの

と、天然被害（台風）によるものとが考えられる。木曾谷を台風が縦断したことは、気象統計から推定でき、そのサイクルも近代と同じであれば 30~40 年である。台風被害により適度に疎開された林地に、倒木更新が行われたことは、現地で認められる。この被害木を大量に利用した文献は見当らないが、白木の採伐に倒木・古木をあてた文献がある（説明文⑭参照）ので、考察の糸口にはならないだろうか。

（3）近代の林政と施業

1) 近代林業への胎動

嘉永・安政（1850 年代）のころに入ると、露米艦の脅威を受け、国内では、勤王に佐幕に明け暮れた時代である。尾洲藩も林政が手薄になり、木曾の住民は尾州林政に批判を加えるようになった。住民の立入駁禁の巣山・留山や、部落共有の入会地、私有地まで適用されていた「5 木」「10 木」の停止木・留木など伐採制限である。国内の不安定な情勢は物価の上昇を招き生活が苦しくなり、尾州林政に批判を加へ背乱伐が部落民の結束によって行なわれ始めた。この時代は、明治維新という大きな時代の転換期である。

明治 4 年廃藩置県とともに、藩有林は政府の所管に移り藩有時代より強い林政が強要された。留山・巣山はもちろん明山といわれた住民が自由に入会利用していた森林まで、伐採を禁ずる強い制限である。しかし、住民は昔からの慣行として従来どおり立木の伐採を行なっていたが、世情を反映して販売用として多数の材木を伐出する部落も現われはじめた。

明治 6~9 年に官民有区分境を明確にするための境界測量が住民立会のもとでなされた。従前からの住民が利用していた控地・柴山・草山は部落有林・個人有林と私有を認めたが、明山の森林はその当時立木の少ない山は私有を認め、樹木の多い山は官林とされたものと思われる。樹木の多い山でも民有地にした話もあるが、これは測量の時、部落または村山であると強く主張したことである。交通不便な場所では現在の国有林境が地形区分（沢とか峠）でなく山腹を横断しているのは、住民の山林利用が、その線以下の部落に近い場所でなされていたものと解せないだろうか。

上松以南に民有林が少なく、福島以北に多いのは、尾州藩初期より ○ 水田の多寡（水田の少い処は切畠を広く要し、山林原野を利用した） ○ 年貢木の寡多 ○ 白木の寡多 ○ 馬飼育の寡多 など福島以北に控地・柴山・草山が当然多くなった。また保護制度が打ち出された寛文 4 年（1664 年）に南部の木年貢の禁止も原因の一つである。

このように官民境を決定したが、山林管理庁は朝令暮改の連続で（明治 2~13 年に 10 回所管が変る）猫の目のように変り、諸般の事務が多く、研伐事業においては徳川時代と異り余り見るべき伐採が行なわれていない。世情の不安や、研伐事業の停止などで、各地で背・盜・乱伐など平氣で行なわれ、林政の混乱・衰敗は目をおはしめるものがあった。

官民境の決定後も林野所有意識の成長は極めて微弱で所有権の受取り方が、官・民で違っていた。住民は巣山・留山の消滅は必要樹木を官林内で自由に伐採できる封建的領有権の慣例的な考えていたのが、盜伐の汚名をさせられ、研伐の中止は収入をなくし、山があつても山林より受けれる恩恵は全くなくなったのである。この時代に山林解放運動が南部木曾を始め各地で起り、請願書が提出されたのである。そのほとんどが聞き入れない結果となった。この山林事件は島崎藤村の「夜明け前」に書かれている。

山林局時代の明治 18~9 年頃、歐州各国の林制を研究し、プロシヤの制度に倣うことに決定され、大小林区制度が 19 年 4 月に発足した。以降この方針のもとに、わが国の国有林・御料林は進んだのである。

この制度が確立するまでの木曾山の伐採は藩による官行研伐が明治 2 年まで続き、4 年の名古屋県福島出張所撤収の時期をもって打ち切りとなつた。明治 5 年 11 月現在白鳥貯木場に残在した藩伐出材は 31 万 3 千本と記録されている。

地理局管理であった明治 11 年 4 月に林野関係の行政機関として全国を 5 大林区に分け、それを中林

区、更に小林区に細別された。木曾は長野大林区の管轄であった。同年官林作業課が置かれ、飛騨・秋田・青森・高知とともに木曾も官行研伐事業が開始された。その場所は阿寺沢である。

帝室財産の設定問題が中央で討議され、木曾谷の官林が御料林に編入されたのが明治22年である。この編入に際し官林と接続している民有山林すなわち從来公有林と称した土地も同時に編入されることになった。その理由は、イ. 皇室の基礎を鞏固にするため ロ. 全国無比の美林を永久に保存するため ハ. 森林の衰頬を挽回し、本郡民に相当の代金を下付し、これを蓄積して民産の基本を造成する。

もっともこの編入は御買上名目で、その代金は停止木の保護・培養に障害を与えぬ限り薪炭材の採取・放牧・落葉下草の採取は自由で、薪材は無償下付、営業用材は相当代価で払下げるなどが約束されていた。

宮内省係官は地元各村戸長よりの質疑に対して無理にとは云わないと保証を与えた。この方針に対し地元西筑摩郡人民惣代は、明治21年5月集合して郡内の意見を協議した。もともと地元民としては、さきの官民有区分の際の苦い経験からしても容易に当局係官の言を信ずるはずはなかった。その結果きわめて、婉曲な言辞を具申して謝絶したのである。

しかし、このような地元各村民の意志を無視して、接続民有林の編入が強行されてゆくのであった。当初はこの措置に反対であったが、当局の強圧的な態度と入会慣行その他を認めた寛大な条件に動かされ、承認するものがでた。また先の官民有区分で誤って官林へ編入された元所有者たちも正式編入を承諾調印してしまう者が多くなつた。このことは、農民の多くは当時いまだ明確な所有権の意識を欠き、事実上の使用権に切実な関心があり使用慣行が保証されれば、所有権の移転は軽視する傾向があったのである。また私有地には地租がかかるのを恐れたのも原因の一つでもあろう。

民有林の御料林への編入代価は、いつになっても支払わなく、この買上は事実上「上地」の形となつた。境界査定が進むにつれ、元所有地への立ち入りは次第に厳禁され、当初の約束は全く反古とされてしまったのである。このようになって事態の重大さに驚き、宮内省を行政訴訟の被告としたが、やがて不可能になり、宮内大臣に嘆願を続けるより方法がなつたが、世伝御料との理由でこれらに応じなかつた。地元村民は憤慨して盗伐による反抗が続いたのである。明治8年より30年間の盜伐事件者は数千人にのぼつたといわれている。

一方、御料当局は御料林の組織や制度などの整備に追われ、官林当時より引続いている阿寺沢と明治28年より小川で開始された、2ヶ所の官行研伐の事業のみである。盜伐誤伐が引き続いた現地では森林監視・取締に重点が置かれたのみであった。立木の売扱も自家用材・公共用材の払下げがわずかで、地元民の生計はきわめて困難となり、民心に動搖のきざしが現われるようになつた。

この状況を憂えた長野県知事は明治37年宮内大臣に、その事情および対策を具申した結果、翌38年7月、木曾谷16ヶ村に対し、殖産事業に資するとともに御料林の愛護を誓約させるため、同年以降24ヶ年毎年一万円あて交付することになった。このことで地元村民の不満・反抗はなぐさめられ、深刻な対立は表面上糊塗されたのである。

木曾支庁が岐阜・名古屋と移り、明治36年に木曾福島町におかれるにいたり、本格的な林業経営の方針が実行され始めた。すなわち、明治32年に「御料林施業案編成準則」が制定されたのである。施業案編成前の官行伐採は前記のように、阿寺・小川の2ヶ所であった。

2) 経営的林業

御料林施業案編成準則によって、明治33年に坊主岳事業区の編成調査が行なわれ、明治36~39年間に木曾谷22事業区の編成調査を完了した。編成案の施業法の主体をなすものは輪伐期120年の皆伐作業で、奥地高山地帯に属する駒ヶ岳外4事業区及び崩壊のうれいある与川、外1事業区について伐期120年、循環期40年の択伐作業を採用した。造林は主として人工更新の方法をとつた。皆伐作業は大面積皆伐で、大きく流域を単位として行なわれ、その跡地はほとんどヒノキを(奈良井ではカラマ

⑨ 御賜記念林といわれるもので、殆んどヒノキが植栽され、戦後インフレの町村財政に多大な貢献をしている。

ツ)を植栽したが、その成積は高寒地ではきわめて悪く、後年択伐作業や小面積皆伐作業に転換を余儀なくさせた一因となつた。この時代の運材はすべて川狩によつたので搬出設備はふじゅうぶんなため択伐作業は山の下部のみに伐採が集中し、尺以下の丸太は採材しないことなどにより、択伐地域は不実行個所多く、皆伐地域でも施業案指定通りの伐採を行なうことはできなかつた。

一方、ヒノキ大樹の減少は将来伊勢神宮用材供給に支障を来すことが憂慮され、明治37年徳大寺侍従長を経て、御下問があつたため、永久備林として瀬戸川、中立1,960.26ha、臨時備林として、荻原西山、外13田地の6475haがきめられた。しかし、この決定は大体の取りきめで、施業方法も未確定で単に10%内外の天然林間伐を指定したにすぎない。これも前掲理由により、この時代は不実行が多かつた。

第1次検討案の編成は大正元年より大正6年までに行なわれたが、これより先、明治32年の施業案準則は明治43年廃止され、「御料林施業規程」と「施業案編成準則」が定められ、これにもとづき、前案の実行成積を検討の上検討案が作成された。すなわち、当時の技術で利用不可能な地域は施業制限地にするなどして、保続經營の対象より除いたため、択伐作業級は著しく減少し、一方小木曾事業区などには新たに択伐作業級を設けた。その結果、普通林地面積が大きく減少し、択伐区域も減少した。この案の全体は、皆伐作業級であるが、第1次案と異なることは、第1分期指定は、各流域に分散し、大面積の皆伐による幼令造林地の接続をさせた点にある。この検討案実施も編成案ほどではないが、川狩が主体であったため、指定通りの伐採が行なわれたところは少なかつた。

製材事業は、野尻・湯舟沢で製材工場を設けて角材及び板類の製材を行なつた。当初はサワラ板類の販路拡張の目的で行い主として地元販売業者に公売された。野尻製材所は、明治38年に阿寺御料地内に水力運転式円鋸機1基を据付け製板をしていたが、明治42年にこれを廃止し、同年民地を購入して新たに野尻製材所を建設した。阿寺川渡向の木曾川左岸で現在読書発電所の読書ダム底になった。建物は10棟431.38坪で、汽機2基・帶鋸、堅鋸、円鋸自動送付鋸台各1基外附属品の機械類である。

阿寺沢より伐出されるサワラ・モミの資材を対岸の製材所へ送るため木曾川を横断する800尺鉄索を架設した。しかし、明治44年12月火災のため焼失したので大正2年復旧した。この復旧、改裝の施設の主なものは、建物4棟178.38坪、汽罐、堅鋸、発電機各1基である。しかし、資材価の暴騰、機械類の非能率(一旦焼損して修理したため)のため成積があがらないので大正11年工場を閉鎖した。

湯舟沢製材工場は明治42年湯舟沢味噌野(現在の中津川市)に設備したもので建物6棟102.25坪、半木製長4呎鋸、手押用48吋丸鋸各1台、水力原動用機械1式、附属機械2台の設備である。官行伐出中のモミ・ツガ・クリなどを製材していたが、モミ・ツガ材が缺乏したことや、製材機械に大修理を要する時期にきているなどのため、大正5年度限りで事業を休止した。

製材資材は、サワラ・モミ・ツガ・クリを主として、野尻は22,000石、湯舟沢は8,000石前後を使用した。製品は板類・角材がほとんどである。

3) 陸送林業の発達

川狩方式による運材は年間5~8万m³であったが、施業案編成による年伐量の指定は20万m³と3倍となつたので、川狩のみでは運材が不可能の状態が続いた。この対策として陸送運材の発達を促したのである。明治44年中央線の全通する見込みが動機となり、小谷狩に代り森林鉄道により、大谷狩に代り省線輸送が安全で得策であると認めた。御料局和田林務課長の諸外国の研究で森林鉄道による木材搬出への決断などにより、川狩輸送を野尻(阿寺を除く)以南、森林鉄道輸送を上松以北と初めは区分し、漸次森林鉄道に切替えることになった。

④ 森林鉄道輸送と施業

川狩運材を森林鉄道輸送に切り替える理由は年伐量の増加のみでなく、流送による欠点も見のがすことができない。伐採から小谷狩・大谷狩を経て白鳥貯木場までは約1ヶ年の長期間を要し、特に川狩は秋~冬期に行なはれ、洪水による流失材は1~2割もある。集運材が長距離のため造材に兜巾

代・目戸穴など余尺を付ける必要があるため造材歩止りを減少する不利などあげることができる。

大正5年小川森林鉄道が完成。つづいて王滝・阿寺・藪原の森林鉄道が開設された。小川材・王滝材・阿寺材は大正初めより森林鉄道が未完成の時は小谷狩した材を上松・野尻の駅土場に陸揚げし省線輸送をした。王滝材は森林鉄道の延長ごとに小谷狩の距離を縮め。森林鉄道輸送に切り替えた。

野尻（阿寺を除く）以南は川狩輸送を行っていたが、たまたま明治末から大正の初にかけて大同電力K.Kの前身、名古屋電灯K.K、日本電力K.Kが木曾川水力発電所建設を計画（発電所建設については第6表参照）したので、当局は流送不能の代償として、野尻・蘭・与川・田立の4線23マイルを電力K.K負担にて開設、大正14年完成し、森林鉄道輸送に切り替えた。森林鉄道の発達につれ作業軌道の発達、集材機の導入発達などで、従来の木曾式運材法が大変革された。大正10年には川狩が全く廃止されるに至った。このような運材方式の大変革の中で第2次検討案の編成は大正11年から昭和3年まで行なわれたが、その施業計画はほとんど前回と変りなく、皆伐作業が主体であり、多少その区域に改訂を見た程度である。ただし、この間、ドイツにおけるZurück znr Natnr（自然に帰れ）の思想に影響されたのであろうか。三浦、王滝両事業区において漸伐作業の採用をみた。これは木曾における漸伐作業の始めでもあり、終りでもあった。この方式はまづ予備伐下種伐をかねて材積50%程度を前伐として伐採し、20年を経て後伐を行ない、更新を完了するものであったが、更新に難点あり、補植等もうまく行かず、今期間をもって打切りとなった。

第3次検討案の調査は昭和5年頃から昭和15~16年頃にわたり、各事業区の実状に即し、実行されたが、この間において、御料林百年計画の決定、神宮備林に関する種々の研究並びに区域、施業法の確立、天然林間伐の汎行、木曾谷の基本的施業法の確立、昭和7年からの従来の木曾特有の労務組織制度の廃止、昭和8年のメートル法への転換、とくに森林鉄道の発達に伴なう集材技術の画期的な発達などをみた。百年計画は昭和9年定められ10年より実施された。神宮備林については、昭和6年実施調査、8年6月地域の改定、施業方法等の問題を解決し、11年に施業案が決定された。すなわち、第1備林として、賤母外7ヶ所4,484ha、第2備林として、台ヶ峯外2ヶ所の1,778ha、第3備林として、中立、瀬戸川の1,966haを定め、林型に応じた整伐を20年回帰で行なうことを定めた。木曾谷の基本的な作業法としては海拔高1600m以下のヒノキを主林木とする地域では輪伐期120年循環期30年の択伐作業。1600m以上のコメツガ、シラベ、トウヒを主林木とする地域では輪伐期100年、循環期25年の択伐作業を採用する方向に傾いて来た。択伐地域の選定基準としては、○地形急峻で土地崩壊を来たし易い林地（河川勾配30%以上の急斜地）○地質脆弱で風化崩壊を起こし易い林地（とくに花崗岩）○土地高寒で皆伐後の更新困難な地域（標高1300m以上の地域）○風衝地で植栽木が寒害を被りやすい地域をあげている。そして、事業区ごとにその面積を定め、要工事崩壊地面積、寒害状況の調査を事前に実行して、昭和10年から19年までは、伊奈川・田立・蘭・御岳・三岳・与川・駒ヶ岳・宮ノ越・湯舟沢の事業区において択伐作業級を設け、他の事業区は20~29年の次期に要択伐地域を択伐作業級に変更する指示がなされた。

これよりみても、木曾で択伐作業を採用したのは、国土保安、更新確保、老令天然林の早期一巡伐採により林分の健全化をはかり成長量の増加をはかるという3点よりなされたもので、ヒノキの天然更新可能の見込みができたからでない。したがって、ヒノキを主とした択伐作業級では、施業法の中心はいかにして更新を確保するかにあり、どのような択伐方法をとるかが論議検討がなされ、昭和17年に目標林の観念を取り入れ、高山性樹種の取扱いをも論じた択伐作業法実行要旨案が発表され、木曾の択伐作業法は確立しつつあったが、第2次世界大戦のためなしとげ得られなかった。

第4次検討案は昭和17年ごろから、終戦後林政統一（昭和22年）まで続いた。この間、戦時特例で、大東亜戦争特別伐採が行なわれ、成長量、林力を無視した伐採が運材の不便な場所で行なわれたため、戦後一応非常植伐案が作られたり、暫定案が作られたりしたが、昭和23~24年頃から平行的に本検討にはいってきた。昭和25年における木曾の作業級をみると、小川、小木曾、蘭の一部計6,513

haを除いてはすべて択伐作業級とされている。この択伐作業の導入は、木曾における集材技術を向上させる非常に役立っている。集材機は大正9年に導入され、人力木寄等を機械力に変えた。

昭和29年度には「木曾谷国有林経営方針通説」が作成されたが、同方針の根本の思想は「択伐作業が林相を疎悪化して収穫の保続に多大の不安をもたらすに至った事実や、混交林思想に基づく広葉樹の混交が折角の造林地を不成績におとし入れている事実や、皆伐作業から、択伐作業への全面的な切替えが行なわれた当時、自然の摂理に反するものとして排げきされた単純一齊造林地が現在では、きわめて重要な蓄積資本となっている事実等をあらためて見直し、択伐林や混交林が理論的には皆伐林や単純林にまさるにしても、現実の問題として理想どおりの取り扱いが困難であり、結果的にみて、その成果が皆伐林や単純林に劣るとすれば、成果の不確実な方法を排除して、確信をもって実施し得る方法を採用しようとする考え方であった。同通説の考え方方は第1次経営計画を経て、現在まで引きつがれていますと第3次経営計画に述べられているが、これは、択伐作業が、戦争による特別伐採で乱伐に終ったこと、混交林思想の下で混交林造成をはかったのではなく、戦争中の労力不足に伴なう手入不足から広葉樹の侵入でヒノキ造林地がだめになったことなどを想起しないで10年内外の択伐作業の実行で、早くもこの結論を出したのは施業計画の策定者としては早計にすぎる恨みなしとしない。とくに同方針通説で原則とした小面積皆伐方式は昭和34年36年台風により大被害をひきおこし、問題をなげつけた。

④ 自動車輸送と施業

昭和30年頃より国有林の経営方針が木材需要の伸長に対応するために、経営の合理化による生産性の向上を図り、国土を保全し、森林資源の倍養におかれた。この方針により経営規定の全面的改正が昭和33年に行われ、これに先立ち生産力増強計画・各種事業の合理化要綱が策定された。経営合理化の最大の柱は林道網の拡充である。林道の経済的効果は森林鉄道以上のものがある。

木曾谷の自動車輸送は昭和11年三殿向で民間トラックによる輸送を始めとし、昭和17年官用トラック2台を使って萩原西山で使用され、戦時伐採の拡大につれて発達した。いづれも国道間の運搬が始めで、作業林道作設による運搬が盛んになった。戦後諸資材の運搬・バスの増加は道路交通の発達を促し、国道19号線・県道の整備拡張を促進させた。このような道路環境と、前に述べた経営の合理化によって、自動車運材は次の段階で発達した。A. 新規に自動車道を作設したもの、町村道の併用林道を含む。（昭和17~42年） B. 馬車運搬道を自動車に改設したもの（昭和29年） C. 山元の森林鉄道を残し、下部を自動車道（県・町村道）として、二段中継運材を行い、漸次森林鉄道を林道新設に切り替えたもの（昭和25年~36年） D. 森林鉄道の運材を一時中止して、全線を自動車道に切り替えたもの（昭和32~42年）現在森林鉄道が使用されているのは、王滝線（幹線延長65km支線24km、作業軌道なし）のみである。

昭和33年2月経営規程の改正で従来の作業級は廃止され、新たに施業団が設定された。昭和33年から36年までの第1次計画では、水源林皆伐用材施業団、特殊皆伐用材施業団、特殊択伐用材施業団を設定してきたが、第2次計画（昭和37年~昭和41年）施業方法の標準化を回るべき基準を基岩と地形解析の度合におき、皆伐用施業団I-1, I-2, II-1, II-2, III-1, III-2, IV-1, IV-2、特択伐用材施業団に組みかえ第3次計画（昭和42年~昭和46年）では皆伐I-1, 2, 3, 4と、皆伐II-1, 2, 3, 4、特択伐用材施業団を木曾ヒノキ大材保存林と変更している。伐期令もヒノキ林120年から第一次計画では、50~80年、第2次計画で60年、第3次計画では75年としており、カラマツの導入が著しいのがめだっている。

神宮備林は、昭和11年の第1回の編成案後、19年より検討案が実施されたが、昭和22年3月18日をもって備林は廃止になり、特殊択伐作業級として関係事業区に編入されたが、昭和27年「ヒノキ長伐期大材林経営方針協議会」が開催され、国民経済、公共、学術的見地から検討した結果ヒノキ長伐期大材林の存在意義を認め、特殊択伐用材林作業級として経営することに決定して、旧備林の地域全部

をそのまま継承することにした。その後、昭和29年経営方針通説によって大材林に特殊小面積皆伐作業級を設け、地域として荻原西山、薬師沢を除き、油木沢、殿の両団地を加へた。33年の第1次計画では、三殿向、南木曾と賤母は保安林見込地として除外し、第2次計画では、長伐期で大材生産するよりもむしろ良質のヒノキ大材を温存すべきとし、油木沢、瀬戸川、中立、北沢、天王洞、妻籠の6団地 3613ha に特殊伐用材施業団を設定し、第3次計画ではさらに人工林 175ha を追加しこんにちにいたっている。

以上明治中期以降の施業案編成準則にはじまつた施業方針による施業の沿革を、運材方式の移変とともに述べた。収穫・造林（土木・治山などは省略）の事業量を掲げると、明治の御料林施業案編成当時の年伐採量は、年約80万石で第1次検定時からは、約100万石になった。しかし、収穫量は大正10年頃の森林鉄道輸送が、軌道に乗るまでは不足伐が続き60~90万石である。その後は年伐採量どおり収穫量を伐採した。その量は約100万石で、昭和30年頃まで続いた。しかし、昭和18~23年頃の終戦前後は、軍用材・復興用材などで過伐され120~140万石となった。

国有林に統一されてからも、30万m³（約100万石）前後の収穫量は続いたが、昭和33年より年伐採量は40万m³と増加された。たまたま伊勢湾台風（昭和34年）による多量な被害木の発生により45万m³前後（内26万m³が木曾ヒノキ）が、数年にわたって収穫された。

木曾谷経営計画区の第3次計画による42~46年の指定量は215.5万m³（内木曾ヒノキ 76.2万m³）で、年伐量は170万m³である。同保続表によると、今から40年後（昭和80年代）は、天然林と人工林からの年伐量は同数量となり、それ以降は人工林からの伐採が多くなる計画である。

造林事業は、人工林現況表は第8表に示すように、明治10年代からはじめられ、漸次増加した。戦前の昭和12~21年に減少したが、再び急激に増加している。現在の造林総面積は26,700haで、蓄積が252万m³、成長量8万m³である。

この人工林の樹種別面積は、第9表に示すようにヒノキが最も多く、カラマツがこれについて多い。スギは南木曾に、亜高性樹種は北木曾を主とした高海ばつ地帯に多い。最近の造林の傾向は（昭和42年）80%がカラマツでこの傾向は今後も続けられるが、ヒノキの造林も見直す必要もある。また近年亜高山地帯といわれる高海抜地の伐採にともなう更新が大きな問題を提供している。

引用文献

朝日新聞社	木曾川	朝日新聞社	S37
大久保寛一	上古日本森林史	御料林	20巻 p.39
			21巻 p.14
大久保寛一	式年遷宮と木曾	〃	17巻 p.6
大友栄松	運材方式の変遷とそれらが他の林業に及ぼす影響（未発表）		
木曾福島史編集委員会	木曾福島史	福島町	S29
木曾教育会郷土館委員会	木曾	木曾教育会	S43
北沢 啓司	木曾の山林をめぐる歴史	日本林業調査会	S37
計画掛	王滌事業区施業案 第3次検定説明書	木曾地方帝室林野局	S13
後藤為次郎	木曾沿革史	御料林	71巻 p.4
全人	木曾御料林に関する年表	〃	76巻 p.57
帝室林野局	帝室林野局50年史	帝室林野局	S14
徳川 義親	木曾の庄園	御料林	78巻 p.2
全人	木曾の村方の研究	徳川林政史研究所	S33
樺川村	平沢の漆器	パンフレット	
森田孝太郎	木曾史話	千村書店	S43
山本 光	林業史林業地理	明文堂	S33
林野庁編	徳川時代における林野制度の大要 旧藩政と天然更新法	林野共済会 御料林	S29 16巻 p.118

第1表 年表

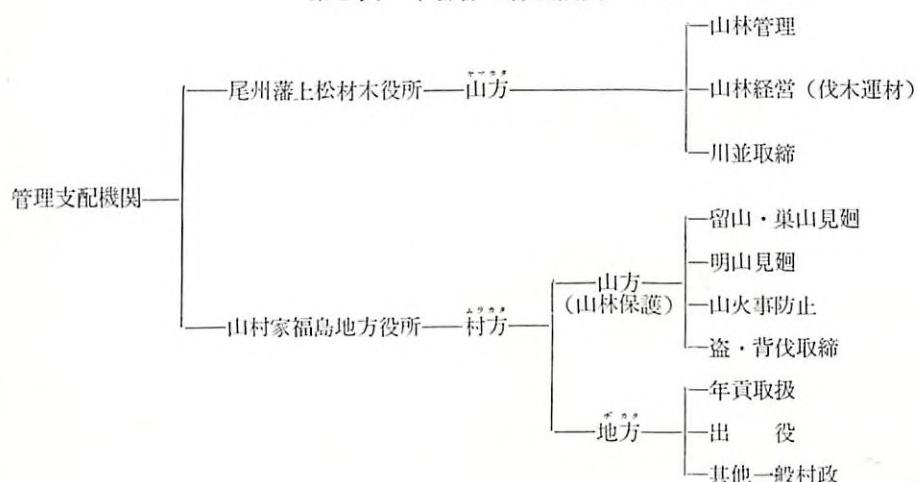
時代区分	本文の時代区分	備考	西歴	御社	内宮外宮別	遷宮の別
700—	飛鳥時代		690	神道山	内宮	正
	奈良時代	713 木曾山道開通	709	〃	〃	
			729	〃	〃	
			747	〃	〃	
			766	〃	〃	
			785	〃	〃	
800—	木曾の発達と木材利用の変遷	879 美濃・信濃国境解決	810	〃	〃	
900—	平	936 野尻に薬師堂建立	829	〃	〃	
	安		868	〃	〃	
1000—	時		886	〃	〃	
	代		905	〃	〃	
1100—	鎌倉時代		924	〃	〃	
			943	〃	〃	
			962	〃	〃	
			981	〃	〃	
1200—			1000	〃	〃	
			1019	志	志	
			1038	神道山	〃	
			1057	〃	〃	
			1076	〃	〃	
			1095	〃	〃	
			1114	〃	〃	
			1133	〃	〃	
			1152	〃	〃	
			1169	〃	〃	
		1183 木曾義仲 朝日將軍となる	1171	〃	〃	臨正
			1190	〃	〃	
			1209	〃	〃	
			1228	〃	〃	
			1247	〃	〃	
			1266	阿曾御園	〃	
			1285	神道山	〃	
			1304	江馬山	〃	正及假
1300—	建武の新政	1335 木曾氏の復興	1323	〃	〃	正
		1337~ 地頭真壁氏の支配	1343	参河設楽	内宮	正
			1363	不詳	〃	假
			1364	不詳	〃	正
			1380	美濃山宮山	外宮	〃
			1391	〃	内宮	
1400—	南北朝		1400	美濃山	外宮	〃
	室町時代		1411	〃	内宮	假
			1418	美濃山	〃	正
			1419	〃	外宮	假
		1431 蔽原峠開設	1431	常勝寺山	内宮	正
			1445	〃	〃	假
			1462	美濃山	〃	正
			1521	〃	〃	假

時代区分	本文の時代区分	備考	西歴	御歴	内宮別外	西遷の別
1600— 安土桃時山代	国時代 伐採的林業 江州藩 戸林政業 時代施業計画的木曾林業式 明治時代 大時代	1530～1550 堺に木曾ヒノキの市場ができる	1563	〃	外宮	正假
		1575 不詳	1575	木曾山	内宮 神宮造営	
		1582 木曾山	1582	江馬大杉	内宮	正
		1603 山村氏木曾代官となる。	1609	大杉山	〃	〃
		1603 木年貢制度・白木給与	1629	〃	〃	〃
		1643 上松以南の博・土居禁伐	1649	〃	〃	〃
		1626 ヒノキその他の植栽	〃	〃	外宮	〃
		1664 上松に材木役所新設	1669	〃	内宮	〃
		1664 主要な山林を留山	〃	〃	外宮	〃
		1676 御免荷物の縮少	1689	〃	内宮	〃
1700— 時代施業計画的木曾林業式 明治時代 大時代	江州藩 戸林政業 時代施業計画的木曾林業式 明治時代 大時代	1708 明山の4樹種を停止木とする	1709	湯舟沢	内宮	〃
		1721 停止木追加	〃	〃	外宮	〃
		1721 御免白木の縮少	1729	〃	内宮	〃
		1724 享保の換地	〃	〃	外宮	〃
		1742 入会山の調査	1749	〃	内宮	〃
			1769	〃	外宮	〃
			〃	〃	内宮	〃
		1792 伐採計画をたてる	1789	大杉山及び木曾山	内宮	正
			〃	〃	外宮	〃
		1824 伐採計画の変更	1809	湯舟沢蘭	内宮	〃
1800— 明治時代 大時代	江州藩 戸林政業 時代施業計画的木曾林業式 明治時代 大時代		〃	〃	外宮	〃
			1829	〃	内宮	〃
			〃	〃	外宮	〃
			1849	〃	内宮	〃
		1871 山林事件	〃	〃	外宮	〃
		1871 廃藩置県	1869	湯舟沢蘭	内宮	〃
		1873 官民有区分の境界測量	〃	〃	外宮	〃
		1878 阿寺沢で官研始まる	1889	木曾御料林	内宮	〃
		1889 御料林編入	〃	〃	外宮	〃
		1903 木曾支庁が木曾福島町に移庁	1909	木曾及裏木曾御料林	内宮	〃
1900— 昭和時代	江州藩 戸林政業 時代施業計画的木曾林業式 明治時代 大時代 昭和時代	〃 施業案編成はじまる	〃	〃	外宮	〃
		1911 中央線開通	1929	〃	内宮	〃
		1916頃 森林鉄道輸送はじまる	〃	〃	外宮	〃
		1920 内地における最初の集材機導入	1953	〃	内宮	〃
		1947 国有林に統一され特別会計となる	〃	〃	外宮	〃
		1955頃 自動車輸送に切替	1973	木曾及裏木曾国有林	内宮	〃
		1958 木曾谷経営計画区となる	〃	〃	外宮	〃

註1=木曽山以外の御油よりの伐出は省略した。

註2=臨時遷宮は省略した。

第2表 木曾谷の管理機関 寛文5年（1665年）



第3表 木曾の留山巣山表 享保13年（1728年）

村名	留山	巢山
なら井		ぬるで山, 楠沢
奈川		小峰山
小木曾	味噌川山, 笹川山	池ノ沢, 尾頭沢, 押出沢
宮原ノ越野	池浦	池浦山, 野上山
岩郷	鶴山	葉瀬ヶ沢山
福島	鶴山	
黒上川田	大原山, 宇山越路山	幸沢山, 高尾山, 道貫山
西末野川		大原山, 細ノ山, 糖ノ根山, 見積山
黒沢		湯川山, 唐松山
王滝	瀬戸川, 鮎川, 伝上	辰己ヶ尾, 燐枯, 鈴ヶ尾, 鈴ヶ沢, 合巣, 曲尾, 大桶瀬, 小桶瀬, 桐小屋, 三浦
上小荻松原	小川入南山, 小川入北山	打越, こうもり沢, じやこう沢, 日用沢, 三沢山, 穴組沢, 太郎沢, 水沢, 炭ノ木, 十三王, 小中尾, 梨尾
須長野原野尻	阿寺, 長通, 木賊	北沢, 樽ヶ沢, 鈴沢
柿三留其野		尾羽捨, 岩倉, 神戸沢, 寺地沢
妻蘭	城山, 水上, 木屋場沢, 丸山	袖まくり, 荒道, 南沢, 鍋割
山口	賤母	
田立		粟畑, 塚野
湯舟沢	湯舟沢山	中山, 姥泣, 大奈幾, 御坂
計	21ヶ所	64ヶ所, 山数 57

明山はつぎの三種があった

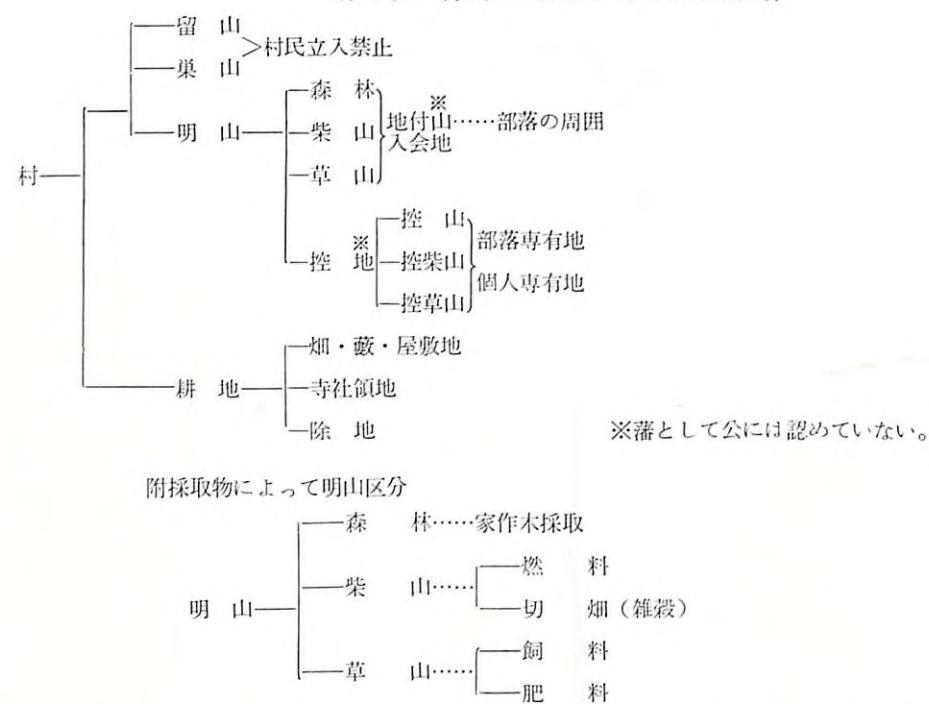
1 あずかり山（水害の原因となる山に植林せしめその保管を庄屋に命じた山） 3,615ヶ所

1 5貫文山（旧木曾家遣臣の所領で1貫又は千坪=約3300m²といわれている。420ヶ所

1 民有林山 611ヶ所

この明山（あけやま）でもひのき等の5木は伐採禁止、くり、まつは伐用停止を受けたものである。

第4表 村民の利用面からみた土地区分



注 明山内においても停止木(ヒノキ, サワラ, コウヤマキ, アスナロなど)は柴山であっても稚苗であっても禁伐で留木(クリ, マツなど)は許可がなければ伐採利用できない。

第5表 夫役の区分



注 出役人数は村の年貢高により決められる。役のことを慶長年間にはよき役といい、末年貢の川狩役があった。享保年間より役人と称した。各村に割当てたものを役人高といった。

第6表 木曾川流域における発電所建設概要

完成年	発電所名	出 力	様 式	位 置	備 考
大正 8	賤母	16,300	水 路 式	木曾郡山口村	電源開発の戦前は大同電
10	大桑	12,100	"	" 大桑村	力と日本電力の2社によっ
11	須原	10,000	"	" "	て行なわれた。戦争中は日
12	桃山	24,600	"	" "	本発送電の一つに統合さ
13	寝覚	35,000	"	" 上松町	れ、戦後は関西電力によっ
"	大井	48,200	ダム式	岐阜県恵那郡蛭川村	て進められている。

13	田 光	2,150	水 路	式	木 曾 郡	大 桑 村
14	蘭	1,200	ダ ム	式	〃	南木曾町
15	落 合	14,700	水 路	式	岐 阜 県	中津川市
昭和 2	与 川	1,760	ダ	式	木 曾 郡	南木曾木町
4	橋 場	1,800	ム	式	〃	大 桑 村
9	妻 篠	2,800	ダ	式	〃	南木曾町
11	笠 置	41,700	ム	式	岐 阜 県	恵 那 市
13	相 の 沢	6,100	ダ	式	木 曾 郡	大 桑 村
16	常 盤	14,600	ム	式	〃	三 岳 村
20	三 浦	7,700	ダ	式	〃	王 滝 村
22	上 松	8,000	ム	式	〃	王 滝 村
26	滝 越	27,500	ダ	式	〃	王 滝 村
29	王 滝	66,000	ム	式	〃	〃
32	山 口	42,000	ダ	式	〃	山 口 村
35	読 書	112,100	ム	式	〃	南木曾町
39	三 尾	35,500	ダ	式	〃	三 岳 村
43	木 曾	116,000	ム	式	〃	大 桑 村

第7表 村の沿革（郡村施行の前及び後の村名）

享保検地後 (1724年) ()はそれ以前	江戸末期()は明治時代	現在(昭和44年)
奈川村	奈川村	南安曇郡奈川村
奈良井村 贊川村	檣川村	檣川村
荻曾村 菅原村 蔽原村	木祖村	木祖村
宮原越野村 村	日義村	日義村
上黑田川村 村	新開村	木曾福島町
福岩島郷村 村	福島村 (町)	
末西川野村 村 (末川村支郷)	開田村	開田村
黒三沢尾村 村	三岳村	三岳村
王滝村	王滝村	王滝村
上荻松原村 村	駒ヶ根松町村	上松町
須長野尻村 殿村	大桑村	大桑村

田立村		田立村		南木曾町
与川村 (野尻村支郷)				
三留野村		読書村		
柿其村 (1村に立てず)				
妻籠村 (妻籠村支郷)		吾妻村		
山口村		山口村		
馬湯舟沢村		神坂村		岐阜県中津川市へ合併

(括弧内、何村支郷とあるは、検地以前のものなり。
(検地以後、西野、与川、蘭、柿其、分村独立する。)

第8表 人工林の現況表

植栽年度	林令	面積(ha)	蓄積(m³)			成長量(m³)		
			針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
	0							
昭37~41	I (1~5)	3,342.06						
" 32~36	II (6~10)	3,514.90						
" 27~31	III (11~15)	2,630.04	865	64	929	135.1	7.6	142.7
" 22~26	IV (16~20)	1,436.02	6,525	33	6,558	861.9	3.9	865.8
" 17~21	V (21~25)	393.63	15,993	707	16,700	1,349.5	72.4	1,421.9
" 12~16	VI (26~30)	819.24	44,259	5,807	50,066	2,871.1	480.7	3,351.8
" 7~11	VII (31~35)	1,656.10	151,086	9,976	161,062	8,222.5	750.7	8,973.2
" 2~6	VIII (36~40)	2,749.34	333,332	14,006	347,338	14,128.5	903.5	15,032.0
大正11~昭元	IX (41~45)	2,610.60	389,550	5,391	394,941	13,755.8	290.0	14,045.8
" 6~10	X (46~50)	2,295.92	410,499	8,058	418,557	13,080.5	371.0	13,451.5
大正元~大5	XI (51~55)	2,123.18	447,269	7,449	454,718	11,620.8	281.1	11,901.9
明40~44	XII (56~60)	1,133.13	255,681	1,950	257,631	5,681.1	65.0	5,746.1
" 35~39	XIII (61~65)	693.27	163,401	1,221	164,622	3,308.2	40.3	3,348.5
" 30~34	XIV (66~70)	548.78	131,096	3,852	134,948	2,175.2	115.8	2,291.0
" 25~29	XV (71~75)	546.27	136,178	2,094	138,272	1,472.7	56.5	1,529.2
" 20~24	XVI (76~80)	162.77	38,780	266	39,046	437.9		437.9
" ~19	XVII (81~)	0.82	205		205	2.4		2.4
	計	26,656.07	2,524,719	60,874	2,585,593	79,103.2	3,438.5	82,541.7

木曾谷経営計画第3次計画書よりばっし

第9表 人工林樹種別令級別面積

令級	スギ(ha)	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	ウラジロモミ	トウヒ	その他	計(ha)
I	188.96	941.62		1,953.13	41.70	31.94	11.91	3,169.26
II	85.90	1,180.88		1,806.43	157.96	29.85	126.31	3,387.33
III	22.27	917.52	7.72	1,227.13	173.68	13.03	94.66	2,456.01
IV	56.01	672.27	6.48	400.24	30.62	12.00	98.63	1,276.45
V	1.66	234.81	4.60	77.71	1.26	0.71	40.26	361.01
VI	3.94	479.41		150.51	1.10		138.76	773.72
VII	3.11	1,245.20	0.70	141.51	4.76		224.50	1,619.78
VIII	15.01	2,049.55	12.95	201.94	6.50	3.63	226.20	2,515.78
IX		2,009.78	6.71	327.59	1.70		116.53	2,462.31
X	5.84	1,997.46	6.88	139.70	2.65		92.75	2,245.28
XI		1,897.37	0.36	38.03	7.41		63.11	2,006.28
XII	7.24	856.30		22.15			73.23	958.92
XIII	1.75	624.74					58.53	685.02
XIV		372.98		21.46			150.78	545.22
XV		336.81					171.01	507.82
XVI		68.13					22.53	90.66
XVII								
計	391.69	15,884.83	46.40	6,507.53	429.54	91.16	1,703.70	25,060.85
指数	1	63	0	26	2	0	8	100

木曾谷経営計画第3次計画書よりばっし

後記

木曾に残されている江戸時代前の古文書は数が少なく、神社仏閣など古い建物は殆んどない。郷土研究者の説がまちまちで、一定した定説に到達しているものが少い。

この標題について、満足できる文献資料の集収をなさずに取まとめたことは、上記の理由を含めて正しい記述がなされていない点や、舌たらづの箇所も多いものと思われる。なお、林業および木曾地方に関係のある事柄について「付」として項目別に説明してみた。

参考文献は一括末尾に掲載して、本文中に参考文献より引用した箇所を挿入しなかったので、御容謝願いたい。なお昭和25年以降の長野営林局諸資料の文献は省略させていただいた。

皆様の御批判を仰ぎ、御教示願えれば幸せと存じます。

附

神宮式年御造営用材

伊勢神宮は21年目ごとに、式年遷宮が行なわれるのが古例であり、その式年遷宮の年次は本文第1表のとおりである。この用材は未口径45cm以上が45%も含まれているヒノキ材がほとんどで、屋根板用に少量のサワラが含まれている。

現在伐出されているものは昭和48年の式年遷宮用材で、第60回にあたり第1回式年遷宮以来1284年を数えるのである。第60回の御造営用材の伐出は、昭和36年より9ヶ年の予定で行なわれ、毎年2回特売方式で販売が進み本年で完了する予定である。

第58回(昭和4年式年遷宮)・第59回(昭和24年の予定が昭和28年に式年遷宮)・第60回(昭和48年式年遷宮)の木曾谷より伐出された御造営用材の移り変りは

1. 伐採地と伐出期間

第58・59回は御料林当時伐出され、伐採地は神宮備林で特別に伐出担当者を任命して行なった。伐出時期は式年御造営の8—10年前に行なわれ、大正9・10年、昭和16・17年のいづれも2ヶ年で事業を完了させ、前年中に伐採を完了一部運材を行ない、後年は運材および省線輸送を行ない12月までに、白鳥町木場で引渡をした。

第60回は国有林に移管後で、9ヶ年間の継続事業として、特に伐採地を定めず直営生産地から伐出されるヒノキ材を充当している。長期に亘って生産したのは、特に増伐せず一般需用の中で計画されたためである。販売も毎年各営林署の駅土場で行い(一部中継土場もある)引渡を行なっている。

2. 伐採量と規格

御造営用材の注文数量は、第58回が33,600石、第59回が35,900石、第60回は35,300石(9,800m³)で、小住宅なら1,000戸以上も建築できる数量である。

第58・59回は御造営材のほかに道具木、附帯材・整伐材(表2・表4)を含めて造材々積22万石・17.6万石採材している。これは特別地域の神宮備林より伐出したためである。

また規格について特に品等は第58回の例(表3)によると上が65%も多い。この品等の外に特大径木・長材を含まれた径級・長級を指定した注文書(集計した表6)により採材されたのである。上記の注文数量の5倍以上採材されたのは、特殊な予備材を含めたもので、採伐的伐採地が森林鉄道より遠距離で急峻な場所が多く、伐出費が経常伐採地より多額を要するとはいえ運材中に胸割その他損傷がまぬがれないのである。

今回の伐出は主として皆伐区域内で、人力山落集材のない機械力により運材されるので、前回のような予備材は全く不用になった。とくに全幹集材による造材は注文材を思うとおり採材でき御造営用材と普通材との種別け極積は、駅土場で行なうが機械力で速かに行なうことができる。

なお第58・59回の御造営用材の伐出については、同一の方法がとられたので一括して概要を掲げ、第60回の概要をばっしりすると

①第58回の御造営用材について(第59回の資料は表4のみ掲げた)

ヒノキ原木(立木)調査は、木曾支局では王滝・上松・野尻・妻籠・湯舟沢出張所、名古屋支局では付知出張所で行われた。その数量は大経木を主とした13,574本で注文材より18%増である。これは予備材を含したもので、運材中の損傷や業務の安全を見込み採材するためである。胸高直径級本数は表1のとおりである。

御神木本祭は木曾駒ヶ根村(現上松町)台ヶ峰御料林内(第59回は小川御料林内)に選定した2本の御神木の傍に祭壇を設けて、大正9年6月3日嚴かに行なわれ、同時に淨衣を着した神夫が、御神木を伐採する。御神木は古来よりきわめて、鄭重な方法によって木曾川を狩り下るのであるが、御

御神木とは、皇大神宮と豊受大神高所用の御植代木2本(長さ18尺半径1尺7寸と1尺8寸)を云うのである。

用材とともに中央線が開通したので御用材とともに鉄道輸送に改めようとした。しかし、木曾川沿岸地方における住民と関係地方庁との希望により御神木2本と他の御植代木4本とは坂下駅まで汽車輸送を行い、同地点以下は川狩に改め、付知川出張所で裏木曾御料林より伐出した御植代木予備材2本と合併して川狩を行った。御神木は伐採当時から不淨を忌むので、伐採後は蓮を用いて包装し、山麓の奉安所に搬入し、また川狩中も土足をかけたり、鳶で傷をつけないように両側に普通材を添えて流送したのである。

前記原木より御造営用材および道具木の本数・材積は表2のとおり御造営用材は11,476本33,623石である。また品位別本数材積並に価格は表3のとおり品位上が66%も含まれているため大正11年熱田出張所で造材処分を行った14万石のヒノキ平均価格石あたり20.17円より市価の3割引でも8倍開きがあり、いかに良材を伐出しているか伺える。

大正11年12月に引渡された御造営用材3万4千石は、昭和4年10月2日(内宮)全月15日(外宮)に第58回遷宮祭が執行された。

御遷宮に関する経費は、

木代金	3,254,656円	(33.1%)
御造営および修繕費	4,985,892円	(50.7%)
御装来および神宝費	956,235円	(9.7%)
御遷座祭典費	599,852円	(6.1%)
萱地費	37,016円	(0.4%)
計	9,831,651円	

なお伊勢神宮所属殿舎数をあげると、

	神宮	別宮	摂社	末社	所屬社	計
内宮	1	10	33	16	30	90
外宮	1	4	17	8	4	34
計	2	14	50	24	34	124

御造営は上記の124殿舎の主な建物の大部分の代替および修繕工事を施行せられたものである。

御造営材の注文は、大中材(造材未口径1尺5寸以上のもの)小材(造材未口径1尺5寸未満のもの)特大材(立木胸高直径90cm以上のもの)で採材長は特大材・大材で33尺5寸が最も長く中小材は22尺5寸が最長である。

表2の御造営材11,476本を径級別に示すと下のとおりである。

尺	寸	未満	本
3.0~4.0	"	9	
2.5~3.0	"	59	
2.0~2.5	"	304	
1.5~2.0	"	2,768	
1.0~1.5	"	8,336	
		計	11,476

表1 第58回御造営用材ヒノキ原木(立木)胸高直径別本数

支局別 径級	名古屋	木曾	計
20~29 cm		188	188
30~39		1,113	1,113
40~49		4,795	4,795
50~59	3	5,719	5,722
60~69	152	961	1,113
70~79	237	100	337
80~89	126	29	155
90~99	100	4	104
100~109	31	1	32
110~119	7		7
120~129	1		1
130~139	5		5
140~	2		2
計	664	12,910	13,574
備考 御用材造材本数	744	10,732	11,476

表2 第58回御造営用材および道具木の本数・材積

支局別	御用材			道具木			計			一石当たり伐出費
	本数	材積	一本平均	本数	材積	一本平均	本数	材積	一本平均	
木曾	(16)	石 (62)	石 2.56	石 214.080	石 176.551	石 0.82	石 224.812	石 204.063	石 0.91	円 4.03
	10,732	27.512								
名古屋	744	6.111	8.21	10.234	10.463	1.02	10.978	16.574	1.51	9.83
計	(16)	(62)	2.93	224.314	187.014	0.83	235.790	220.637	0.94	4.47
	11,476	33.623								

表3 御造営用材品位別本数材積並に価格(大正11年12月20日契約価格・市価の3割引)

支局別	上			中			並			下			計		
	本数	材積	一本平均	本数	材積	一本平均	本数	材積	一本平均	本数	材積	一本平均	本数	材積	一本平均
木曾	8,819	石 20,700	石 2.35	1,028	石 2,993	石 2.91	855	石 3,691	石 4.32	30	石 128	石 4.27	10,732	石 27,512	石 2.56
名古屋(付知)	236	1,593	6.75	123	1,014	8.24	326	2,870	8.80	59	634	10.75	744	6,111	8.21
計	9,055	22,293	2.46	1,151	4,007	3.48	1,181	6,561	5.56	89	762	8.56	11,476	33,623	2.93
価格	円 2,035,410			397,928			720,079			99,239			3252,656		
石あたり/本あたり	円 91.30	/224.78		99.31	/345.72		109.75	/609.72		130.23	/1,115.04		96.74	/283.43	

表4 第59回御造営材(昭和16年)注文材割当・原木材積・造材材積

支局別 木曾=王滝・上松・野尻・三殿・妻籠 名古屋=付知・下呂	木曾谷	名古屋	合計
20cm級	5本	本	9本
30 "	512		512
40 "	3,164	226	3,390
50 "	4,918	600	5,518
60 "	1,411	299	1,710
70 "	215	56	271
80 "	17	121	138
90 "上	17	109	126
計	10,263	1,411	11,674
御用材	27.842m ³	5331m ³	33,773m ³
附帶材	9.720	1977	11,697
整伐材	10.554		10.554
小計	48,116	7,903	56,024
原木 (見込材積)	外に事業用材	6,255	1,641
	計	54,371	9,549
伏採面積(備林面積の62%)	4,434ha	685ha	5,119ha
造材材積	御用材	29,730石	6,207石
	附帶材 I・II	87,970	18,437
	整伐材	33,763	33,763
	小計	121,733	18,437
	計	151,463	24,666
			176,107

②第60回の御造営用材の経過について

昭和36年7月に神宮司庁と長野・名古屋営林局と、需給計画の打合によって具体的になり、御造営用材の数量(表5)、年度別計画が作成され、同年10月に小川入国有林で斧入式を行い生産を始めた。予定どおり生産・販売を継続して昭和40年6月3日小川入国有林で、御山木本祭が行なわれた。

昭和43年まで生産・販売を年次別予定どおり継続してきて、最終年度の本年度は、生産1,059本約800m³・販売1,276本約1,000m³である。特殊材の原木が経常事業地から採材できないので、30本ばかり台ヶ峰国有林から伐出する計画もあるようである。

今回の伐木造材・運材仕様書は、つぎのとおりである。

なお、御造営用材の長径級は径級30cm以上、長さ4m以上の本数が80%・材積で90%である(詳細は表6参照)

販売年度別予定表

年度別	数量
昭和36年度	300m ³
37	600
38	1,000
39	1,400
40	1,500
41	1,500
42	1,500
43	1,000
44	1,000
計	9,800

神宮御造営用材伐木造材、運材仕様書

(一般事項)

1. 御造営用材の伐木造材・運材に関する作業方法は、関係作業基準によるほかこの仕様書による。

この仕様書によることが困難である場合は、別に協議すること。

2. 御造営用材の生産は、当年度製品予定地の収穫調査済の原木よりあらかじめ別表第1号表に適木を転記し、

事業着手前にう査決定の上、立木に注文番号、長さ、末径を表示すること。

但し、4m80材で、末径44cm以下のものは、貯木場で適木を選定する。

3. 御造営用材の各署別生産は別紙調書による。(別紙調書省略)

(採材について)

4. 御造営用材予定原本を伐倒したときは、注文材採材について精査の上採材に着手すること。

上記により採材不向な場合は次により措置する。

(1) 伐倒木は担当御造営用材中他の注文材に充当するように工夫すること。

(2) 前項の伐倒木のうち胸高直径60cm以上のものについては、他署担当の御造営用材を前項の伐倒木で採材出来るときは、当該営林署と協議の上合理的な採材を計ること。

5. 同一原本より御造営用材2本以上採材する場合は運材上並に整理上差支えない限り維材に造材すること。

(注) 原木調査書欄外にⒶと表示した以外のものも、維材に採材して差支えない。

(造材について)

6. 造材はすべて神宮御造営用桧原木調書の寸法によること。

但し、未口直径に対し6cm前後の増加は差支えない。

7. 原木調査の注文材長に対し、生産中の損傷を防止するために最小限の延寸を付けること。

(特殊のものを除き一般材と同一の延寸を原則とする)維材の延寸は、原木調査の注文番号毎に付けず御造営材一本としての延寸を付けること。

(注) 注文材長は製材の余尺を見込んであるから造材の延寸は現地の状況により最少限度にとどめること。

8. 御造営用材は、日割れ、或は材部の損傷防止のため皮付材とすること。

9. 節打、その他造材操作は丁寧に実施すること。

(表示について)

10. 御造営用材の末口側面(末口より50cm程度)に太、及び注文番号を切削をもって彫刻すること。維材は

接続部分の表皮を環状にむき、切削で環線を入れ、前記同様太、及び注文番号を表示すること。表示例省略
(造材検知について)

11. 品等区分並びに材積の計算は用材の日本農林規格による。

(注) 維材については維材のまま1本の素材として検知すること。

但し、品等区分の実施の地点は営林署の実態による。

(運材について)

12. 御造営用材の運材にあたっては、材部を損傷しないよう注意し、正尺部分には極力トビを使用しないよう留意すること。

13. 御造営用材運材中損傷のため使用出来なくなった場合は、注文番号を営林署長に報告し、代替材を選定すること。

(記録の整理について) 14. 15. は省略

(其の他)

16. 品格は次の例による。

注 原木調査の品格に適する素材を採材することは相当困難と認められるが、できる限り品格にそよう採材すること。

品格に対する考え方は大体次のとおりである。

(1) 四方明(明とは無節の意)

但し、3方明又は3方上小節程度以上

(2) 三方明(他の方は並材程度の意)

但し、3方上小節程度以上

(3) 2方明(他の2方は並材程度の意)

(4) 上小節長さ(2mに付、径1.5cm以内の生節2個以下のもの)

(5) 小節(長さ2mに付、径3cm以内の生節3個以下の意)

(6) 並材

(7) 御造営用桧原木調査のうち欄外に特にⒶの表示をしてあるものの原

木に対する品格は、特別に留意すること。

注 原木調査は省略するもその内容は次のとおりである。

- ・番号
- ・所用名称
- ・寸法 長・末径
- ・材積
- ・品格
- ・備考

神宮式年遷宮御造営予定の概要は次のとおりである。

神宮式年遷宮御造営予定の概要

	自昭和36年度	至昭和44年度	9ヶ年
1. 用材調査期間	38	46	9ヶ年
2. 製材期間	44	47	4ヶ年
3. 木造期間	46	48	3ヶ年(別宮を含む)
4. 建方工事			
5. 遷宮		昭和48年年度中(別宮を含む)	

表5 第60回神宮式年御造営原木営林局割当表(営林署別は省略)

営林局別	大中材 末径46cm以上		小材 末径45cm以下		計		備考
	本数	林積	本数	材積	本数	材積	
長野 (木曾)		m ³	16	m ³	16	m ³	檜材
	2,903	3,205.523	8288	4,473.044	11,191	7,678.567	桧材
名古屋 (裏木曾)							
	551	1,133.152	1829	993.026	2,380	2,126.178	〃
計				16	16	15.248	石に換算 55石
	3454	4,338.675	10,117	5,466.070	13,571	9,804.745	石に換算 35,297石

注) 木曾の営林署別割当は、総材積の王滝17.7%、上松21.7%、上連6.4%、野尻13.6%、三殿8.5%、妻籠10.4%

表6 第60回御造営用材長径級別集計表(単位本)

長級m 径級cm	1.0 ~1.8	2.0 ~2.8	3.0 ~3.8	4.0 ~4.8	5.0 ~5.8	6.0 ~6.8	7.0 ~7.8	8.0 ~8.8	9.0 ~9.8	10.0 ~10.8	11.0 ~11.8	12.0 ~12.8	13.0	計
22~28	25	454	397	282	22	34	35	10	2	2				1,263
30~38	48	961	736	2,018	518	144	87	25					5	4,542
40~48	204	1,496	1,100	2,053	847	312	374	41	7	2	12			6,448
50~58	31	119	43	447	82	72	120	24	41	3				982
60~68	5	22	8	18	31	50	26	15	6	3				184
70~78	2	32	34	2	4	7	17	17	3	5	5			128
80~88		3	3	1		1	2	3	1	3				17
90~96		2	1	1					1					5
122			2											2
計	315	3,089	2,324	4,822	1,504	620	661	135	61	18	17		5	13,571

参考文献

和田国次郎 神宮式年御造営材の供給について

御料林 S4.10 17 p.2

辛木 宜夫 神宮正遷宮

御料林 S16.6 157 p.2

樽・土居

「クレ」は言葉に「木の塊の義か」としてある通り大材ではない。樽木とは取材法の一種で今でも王滝黒沢辺にはこの言葉が残り、その採られた木材もある。今日では櫛の短材を割って製した断面三角形の木材を称し多くの屋根板をとる中間材料となっている。この当時の樽木はやや形を異にして断面梯形をなしている。当時の規格は長さが5尺2寸3方4寸腹2寸5分であった。つまり梯形の下底

の一部を幕府にも献上したものである。ここで面白いことには、かつて元禄年間將軍綱吉が大公方と称せられ、殺生の禁制を発したときは、一時この放鷹による狩猟も禁ぜられ巣鷹の献上も、巣山番人も廃されていたものである。

享保の検地

この項をとくに設けたのは、木曾の林政に大改革がなされたためである。すなわち木年貢の廃止により年貢米の納上となり、御免荷物の量の減少、留山の追加、御停止木・留木の追加が行なわれた。すなわち過伐による山林の荒廃を防ぐ森林保護政策を強力に進め住民の生活に脅威を与えた。

享保9年(1724年)3月、尾州藩は普請奉行大村源兵衛以下17人をして木曾谷中の検地を行った。検地は耕作土地を再調査することで、田畠一枚ごとに村民2人の竿取り、検地奉行が実地検測して記帳整理したものである。竿繩は持参の標準竿によって作ったものである。これに協力させられた人夫数は、福島村の例で1日126人ずつ5日間行ったと記録がある。案内役として問屋・年寄・組頭など村役全員である。滞在中は、年貢高、木年貢、その他納物、問屋・庄屋給、宿入用、寺領関係など細かく口頭尋問があって、人口・産業(蚕など)などを加えて書面に差し出した。この調査の結果出来上ったのが「享保9年検地帳」である。

その結果、殿村・長野村・与川村を独立村とし(第7表参照)木曾全体で1ヶ年1800余石(約324k1)に過ぎなかった年貢米を2,463石8斗1合(約444k1)に改められた。新たに3ヶ村が独立したことは、村の一部であったこれらの地域が検地の結果、分村百姓として分家をせず長男の名義で耕作していたものが独立した本百姓として年貢を増徴されるものが多くあって、年貢をとる独立した行政村に指定されたものらしい。

この当時は4官6民と称し、生産米の4割を年貢として上納することになっていた。

またこの検地の結果、山村家の施政よろしからずということで、山村家の重役四人にお役目遠慮を命じ、木曾の一般政務について、山村家は、尾州より出張の奉行大村源兵衛と協議し、山林および年貢米・雜穀出納のことは上松材木奉行市川甚左衛門と協議のことに改められたばかりか、なお口米(くちまい)と称して年貢米1石(0.18k1)につき3升(5.41)の割合で山村家がとっていた年貢米取扱手数料も廃止されてしまった。

ここで参考に記載するが、このころ、雜穀の米換算は、米1升(1.81)につき粉2升(3.61)小豆は1升(1.81)大豆は1升5合(2.71)そばは2升(3.61)ひえは3升(5.41)粟は2升5合(4.51)の割合でなされた。

このような尾州藩が検地を行って年貢の増徴をはからなければならなかったことは、徳川幕府のとった米穀本位の経済政策が貨幣経済の発展により、漸次財政窮乏をきたすようになったためである。幕府も將軍吉宗が享保の財政改革を断行した當時である。この検地の結果、留山および巣山も増加した。

切畑(焼き畠)

雜木の生立っている適当な原野を見立てて雜木を切り払い、其場所で焼いて灰を肥料としてそば・粟・稗・大豆等を播種して収穫する場所をいう。木曾のように耕地の狭少の地方では往昔から行なわれた原始的農業である。灰が唯一の肥料であるので、3年位で収穫が減少する。したがって期間が過ぎた切畑は捨て、場所を変えて切畑にする。明山制度ができてから、限定された区域内では10年以上放置し雜木雜草を繁茂させ、再び切畑(切返畠)というを利用することができない。新規の場所が得られない限り、3~5年後に古畠の切返しが行われる。この時は雜木を他所から伐って運び補充する。切畑から毎年収穫があるとは限らない。収穫物の獣害・早霜害・晩霜害で「5年に3年は取実が一切ない」との記録がある。享保の初(1716年)頃切畑の最も多かった村は、西野末川奈川である。

切畑はこれを山林保護の面からみると山林を荒廃せしめ、山火事の原因ともなり、森林管理上からは好ましくないことであった。尾州藩では再三巡見を行った後、巣山留山附近の切畑を禁止していた

が、宝永2年(1705年)には切畑を届出制とした。しかし農民はこれに従わなかった。このころから木曾山林保護政策は漸次峻厳となり、享保6年(1721年)切畑について強い制約が加えられた。2年後には更に一層厳重な制限を加えられ、新規の場所は絶対に停止、従前切畑であった場所も樹木繁茂の地は新規同様と認めることなど2年前の特例も撤去した。切畑関係15ヶ村の庄屋・組頭が山村家に参集して協議をしたが、事生活に関するから先々のことは保証できないと、相当強硬なものがあった。たまたま木年貢廃止、下用米停止の指令を受けた。かれこれ錯綜して切畑禁止が痛切に食糧問題に影響するので、重大事件として嘆願を行うことになった。各村から出された嘆願書に基いて、山村氏は請願書を尾州藩に提出したが、藩の態度は強硬であった。享保13年(1728年)西野末川三尾村で23名の違背者を出した。同年諸制緩和により切畑も緩和された。切畑はその後引続いて明治時代まで行なわれた。

いりあいやま 入会山

明山は木曾住民の立ち入りを許された山であるけれども、江戸中期以後伐採禁止の樹種が出来、又留木といって許可を受けなければ伐採することの出来ない樹種も指定され、雜木といえども伐採には届出を要することとなった。自由に採取できるものは、薪炭材に用いる「かな木」、肥飼料としての柴と草であった。そしてこれら薪炭材・柴・草は住民の日常生活に必須のもので、その採取地には最大の関心が払われたのである。したがってその生産の良否、地勢の険易、距離の遠近等によって大昔においては自村の領域がいかにかかわらず近距離にこれらを求めるものであったが、元来この柴山草山は漸次森林の地積を減じ、又山火事の原因ともなったので江戸時代には尾州藩は厳重にこれを制限した。その結果として、村或は部落所属地内においてこれの補給が困難となつて同一場所に両村あるいは数部落が入り合って採取することとなり、ここに入会山ができるのである。もちろん大昔よりの慣行上入会になっているところのあるのはいうまでもないが、あるいは申し合わせによって入会山となっている所もある。このように入会は慣行あるいは申し合わせによって行なわれたものであるが、その採取地に制限を受けるようになると採取地域と採取権について各種の紛争を引き起こすに至った。尾州藩においては漸次森林保護の制度を確立するに及び、延享2年(1745年)年山村家に命じて入会の整理を行なわしめた。すなわち各村から入会場所を記入した山絵図を提出せしめ、それによって実施調査を行い、但し入会村についてその申し分をきき双方納得の上請書をとって裁許状を下附した。ここにおいて入会権は公認された訳であるが、入会権に関する紛争はその後と雖も絶ゆることがなかった。

木曾義仲

木曾義仲は、六条判官源為義の孫にあたり、帶刀先生義賢の次男である。久寿元年(1154年)武藏国大蔵に生まれ、幼名を駒王丸といった。

初め、父義賢の本領地は、上野国多胡郡であったが、秩父二郎重隆の養子となって武藏国大蔵に移った。鎌倉にいた兄源義朝は、義賢の勢力が次第に盛んになるのを恐れて、久寿2年(1155年)に長男義平をして、義賢を殺してしまった。義平は義賢を討って京に上ったが、後難をおそれ、畠山重能に命じて駒王丸を殺そうとした。重能は秩父重綱の孫で、義仲からは従兄弟・伯父に当る人であった。重能は、僅か2才の駒王丸を殺すに忍びず、ひそかに齊藤実盛に託し、駒王丸の乳母の夫である信濃の権守中原兼遠のもとにおくって育てることにした。

母の小枝は、駒王丸を伴って信濃へ入り、兼遠の計いで木曾の山下(木曾福島町の上田あたり)にある兼遠の館におちついた。木曾には、兼遠の兄・木曾中太・弥中太が住んでおり、土地柄は、僻険屈強の處で、駒王丸をかくまって育てるには、最も都合のよい處であった。

仁安元年(1166年)駒王13才で元服し、木曾次郎義仲と名乗った。元服してからは、今の宮ノ越柏原に移り、京都比叡山東谷より大坊坊覺明という文武軍法の学者を招いて師として学ばした。兼遠の子である樋口兼光、今井兼平を側近の家来とし、娘の巴をかしづかせて養育につとめた。

中原兼遠は、やがて義仲を擁立するとき募兵のために、自分の子兼光を伊那郡の樋口に、兼平を筑摩郡今井に、兼行を恵那郡落合に居らしめた。また信濃の豪族である佐久郡の根井氏、高井郡の高梨氏、安曇郡の仁科氏、諏訪郡の千野氏と自分の一門との縁組をして親族関係を結び着々と義仲挙兵の地盤をかためた。

平家一門の繁栄が極に達し、次第に平氏の専横がつのるのを、源氏の老将頼政は見かねて、後白河法皇の第3皇太子仁王を訪ね奉て献策し、官の令旨を請うて諸国の源氏を、起しめようとした。この陰謀は現われて、仁王と頼政は戦死したが、令旨は、諸国に廻ったのである。

この仁王の令旨は、新宮十郎行家が奉じて、先づ伊豆の頼朝に触れ、次いで義仲の手に渡った。この令旨は、興禪寺前身の寺で受けたといわれ、寺門は勅使門といわれている。鎌倉時代の建築であったが昭和2年の福島大火で焼け、昭和28年原形通り復原され、昔のままの姿をみせている。

平氏は、義仲が信濃に兵を起こすと聞き、大いに驚いて兼遠を京都に召して義仲を搦め遣せと命じた。もしきかないならば首をはねると威嚇した。兼遠己むをえず起請文を出して信濃に帰り、義仲を根井幸親に托した。幸親は承知して、義仲を依田城に迎えた。

治承4年(1180年)9月平家の方人笠原平五頼直兵を率いて義仲を討とうとした。木曾方村山七郎義直など、笠原の軍を市原(今の長野附近)に迎え義仲大軍を率いてこれを援けた。頼直の軍は戦わなくて越後に走った。

10月義仲は兵を上野に進めた。上野の南部と武藏国の北辺は父義賢の芳躅であり、義仲の最も信頼していた地であったからである。

養和元年(1181年)6月越後の平家方城長茂命により兵6万を以って信濃に入った。義仲これを横田河原に迎えて敗り、これを追って遂に越後にに入った。

寿永2年(1183年)4月平氏は義仲追討のため大軍を北陸へ発向させた。義仲これを迎え、燧山、盤若野、黒坂、志雄などの大小戦を経て5月11日いわゆる砺波山の戦で敵にせん滅的打撃を與へ6月1日篠原に勝ち、7月叡山に牒して衆徒を誘い、長駆して7月26日京都に入った。

8月10日義仲従5位に叙し、左馬頭兼越後守に任せられ、ついで伊予守に遷任して院の昇殿を聽かされた。威々赫々人呼んで朝日將軍といった。その年の閏10月水島に平軍と戦ったが陸戦に勇猛な信州武士も海戦には利なく、仁科盛宗、高梨高信らの主将を始めとして千数百の兵を失った。

義仲は軍略家としては優れていたが、政治的な手腕は乏しかった。また義仲の将兵は山家育ちの粗暴なため、優雅な公達や都人にきらわれた。素朴にして無骨の義仲は後白河法皇と、ことごとく衝突し、法皇から嫌遠され、ついに義仲追討の令旨が鎌倉の頼朝に下ることになった。

義仲は強引に頼朝追討の院宣を請ひ、翌3年(元暦元年)正月征夷大將軍に榮進した。

頼朝の弟範頼義経のひきいる義仲討伐の軍勢は東国の新鋭武士で、義仲の軍が宇治勢多で防いだけれども力がおよばず敗戦の色がこくなつた。位人身を極めたのが10日余で正月21日31才の若さで栗津ヶ原の露と消えた。

義仲の遺体は全地の義仲寺に葬れ、小袖と遺髪は最後までお供をした姿の巴が木曾に持ち帰り宮の越の徳音寺に葬った説と、木曾福島の興禪寺の前身寺に埋めた説がある。現在興禪寺にある朝日將軍義仲の墓(宝きょう印塔)は木曾信道が永享年間(1430年)代に建てたものといわれている。

興禪寺ならびに義仲の墓は当分場の西隣にある。

木曾踊

父親豊が福島城を築き福島に居住していた木曾信道は祖先義仲の靈を弔うため、永享6年(1434年)興禪寺を建立し、毎年7月14日・15日の両夜甲冑を着した108人の将兵に各々松明を持たせ、関山に「大」の火文字を描き、鉦鼓を叩き、ほら貝を吹き、喚声をあげて山をくだつて義仲の墓に詣でたのち、興禪寺の庭で「風流陣の踊」を踊ったとのことである。これは義仲畢生の軍法といわれている越中くりから峠で夜蔭に乗り、数百頭の牛の角に松明をつけて、群がる平家の大軍の中へ追いおろし大

捷を博したという故事に模したものであろう。この風流陣の踊が、現在の木曾踊のはじまりであるといわれている。

木曾踊がいかにも甲冑を着て踊った武者踊らしい型であることもこれによってうかがわれる。これが次第に庶民の踊りとなつものであろう。すべて盆踊りは初めは宗教的な意味を持つものであったが、だいに村人のレクレーションに変ってしまった。

木曾節の「ナカノリサン」の由来は天明、寛政(1790年)代の覚明・普寛が御嶽山を開いた以降のもので御嶽修験行者の中座(神と人との間に在つて仲介する人)のことであるという説と、馬に三宝荒神の鞍をおきその中央に乗つた人を仲乗りと称したとの説もある。サンは敬称である。

また、木曾川の木材川下げる筏に乗つた人を仲乗りと呼んだ、このナカノリから來た説は筏乗りは錦織よりの下流で木曾ではないから間違であるといいいろいろ説がある。また、この歌の発生をみると、木曾ではないという見解がある。江戸時代尾州藩が木曾山を伐採した當時他国から山仕事の杣日用など木曾へ相当に入つたので歌も移入されたものと思う。それは御岳山をさして木曾の人達は「木曾の御嶽山」とはいわない。単に御山とか「お山」といって、所在の木曾を冠することは他地方人のことで、これは万葉以来幾多の例証のことである。

いろいろの説があろうがナカノリサンが人代名詞であるとすれば、御嶽山の寒氣をもつて代表される木曾へ出稼する人に呼びかけたものか、御嶽教の中座中乗となる荒修行のため御嶽の滝にこもるわが子や夫や恋人を思い、さぞ寒かろうと歌つたものではないだろうか。「ナンチャラホイ」のはやし言葉も「なんとまあほんに面白い」というような意味のなまつたもので、御経の文句から出たといい説もあるが全くこじつけたともいわれている。

中央線の開通により、交通の便がよくなつた大正の初期の伊東福島町長は、御嶽登山の誘致とともに、木曾踊の宣伝に力を入れ全国にひろめた。踊を教えた人に「相許すことの木曾踊」の免許を色紙に書いて昭和初期まで渡していた。現在は木曾踊保存会が扱っている。

寝覚の床

寛正のころ(1460年代)とも弘治のころ(1556年代)ともいわれているむかし、武藏の国・河越三喜といふ人で、のち俗に浦島太郎と云われた人が上松の寝覚にきて住みついた。三喜はもと武藏国河越の人で範翁または支山人と号した医者であり、寛正年間(1460年頃)12年間、支那に留学して医術を学び、帰朝して京都で開業した人である。三喜は寝覚の里に閑居し、釣りを垂れて楽しみ、あるいは山に薬草を求めて人に与えた。三喜は三度若返つたことから人々は三帰廻翁と呼び、また寝覚の附近を三帰の里(みかえりのさと)と称するようになった。

三喜翁は百余歳の長寿をたもち、三度若返り寝覚に釣りを垂れたなどのことから、人々は浦島太郎とあだ名した。所和極集、新撰方、山児諸門、度印可集、啓廻菴日用灸法、治肺氣通薬、下学生懇求辭証配剤等の著書がある。むかしは三喜翁の塚もあり「みかえりの松」と称する木もあったと伝えられている。のち寝覚山臨川寺の僧が寝覚床を浦島太郎の伝説と結びつけて名も「寝覚の床」と改め、観光宣伝に資することになった。

寝覚の床は大正12年3月7日、内務省より史跡名勝天然記念物に指定された。もちろん県立公園にも指定されている。花崗岩の岩盤を、木曾川の激流が長い間にわたって、水蝕してできあがつたところである。地質学上では花崗岩の方状節理を各所にみられる顕穴(ポットホール)は、日本でも代表的なものといわれている。

木曾馬

木曾の産馬がいつ頃から目立つようになったか判っていない。産馬は領主である木曾氏の所領で木曾義在の天文年間(1531~1554年)頃はすでに相当な馬が産出したらしい。毛附の物成を徵収したことが天正12年(1584年)黒沢の郷中へ義昌が出した古文書にあることでも伺える。

元和元年(1615年)大阪落城後良勝は二条城で家康に謁見のとき、家康は木曾の鷹か木曾の馬の何

れか希望のものを賜わる旨を仰せ出された。鷹は必ず後日献上を仰せ付けられ厄介であり、馬の方が経済上実用的であるから馬を希って貰うことにした。これから木曾の馬はすべて山村家のものとなつた。寛文5年(1665年)良豊は家臣を奥州の南部につかわして牝馬30頭を買入れ、木曾馬の改良をはかった。馬の飼育は中、北部の木曾に多かった。

寛文6年5月(1666年)名古屋の建中寺において徳川義直の法事が行われ、参列した山村良豊に対し、尾州家老成頼主計より木曾馬を全部尾州に召しよせ、その内良馬は藩主のものとし、残りは尾州家臣に買わせたならば木曾の百姓も喜ぶであろうとの申出があり、山村家としては重大事につき、良豊は年寄松井市正とはかり、百姓の収入には変りはないことを理由としておことわりした。

木曾馬はすべて山村家の所領であったことはすでに記述したが、享保11年(1726年)の記録によると総駒数291匹とあり、また嘉永7年(1854年)791匹とある。毎年750頭の駒を産するには牝馬も750頭くらいはある筈であり、それに毛外れの産馬も500頭くらいはあったらうから1年に2000頭は産したもので、当才馬2,000頭を産するには親馬は7,800頭はあったものである。山村家では毎年9月ころ、母馬および当才馬の毛色や飼育者の氏名を提出せしめ、また役人を派して、毛附改めといって当才馬と二才馬の寸尺を改めた。もし傷病死の駒があったときは届出なければならなかつた。

毎年5月になると2才駒を福島へ曳き出させ、山村屋敷前で役人立会の上、馬の良否を検査し、上馬は山村家御用に、中馬は山村家土分以上のものに1頭づつ給せられ、残りの馬は立髪を切り、毛色・年令等を記した木札を渡し自由に売却を許した。木札の無いものは番所を通過することができなかつた。

山村家へ召上げられた馬については、古くは引出し費用として2分ずつ支給され、後には山村家御用の分は外に1両、中馬は3分ずつ支給された。山村家御用は年々5頭から10頭くらいであり、乗用の外、進物用にも供せられた。

自由販売を許された駒および牝馬は、宝暦年代(1760年代)のころから福島へ曳出す日を半夏の日と定め、同時に市を立て、以前は三才駒以上であったものを二才駒も売ることになり、開市3日間に及んだ。山村家では市場費用と称して1頭につき銀3匁ずつを徴したといわれている。

山村家役人も土分以上に毎年1頭ずつ給せられるので、これを試飼したが乗用に適しない、という理由で、毎年9月、中見市と称して売払ったものであり、山村家もこれを黙認した。年々の木曾産馬総収入は2,000頭としても8,000両以上になったと思う。(元禄時代)

木曾馬は伝統的に体格は小さいものであったらしい。産馬地である木曾で伝馬用の馬を他の地方に求めた。伝馬用の馬は各宿に配置された早飛通信の用に供せられ、また公用荷物の運搬に使われたもので、体格のよい負荷力の強いものを使った。

はじめ山村家では馬の使役税として、毛附馬物成と称し、一定の穀物を納めさせたがのちになつて廃止した。このようにすべて馬は山村家のものとして統制を受けてはいたが、のちになつて宿場の繁栄とともに町人が富貴化するに従って天保年代(1830年代)のころから、富有町人が牝の親馬を購入して、自己資本で馬を買えない貧農に貸し付けた。貸し付けられた農家を「厩元(うまもと)」、貸し付けた町人を「馬持ち」と呼び、その馬が子馬を産むとそれを売り、代金を4分6(6分が馬持ち)に分ける。いわゆる馬小作制度が盛んになつてきつた。

馬小作の発達により売駒数も増え毎年5月と9月に馬市が福島で開かれ明治、大正と続き昭和20年終戦前後はその数が減り昭和24.5年より乳牛・肉牛の数が増加し現在では馬市が牛市に変つてしまつたが、現在でも市は続いている。また純木曾馬の保存も行つてゐる。

むかしは、この馬市に全国各地から「ばくろう」と称し、馬の仲買人が多数集つたものであり、町の店先に設けられた棚台に毛せんをしき、盛んに丁半の賭博をしたとのことである。山村家もよそものやることであるため別段取締らなかつたらしい。店先を貸した町家は「てら錢」と称し多額な場代をもらったとのことである。

中仙道の交通

慶長6,7年(1601年)のころ、木曾街道に中仙道69次の内、11宿の宿場がおかれ、馬籠、妻籠、三留野、野尻、須原、上松、福島、宮ノ越、蔽原、奈良井、賛川が宿駅となり、また福島に関所が設けられた。

中仙道は、近江の草津追分より江戸まで132里22丁(約520km)といわれ、東海道より10里(約39km)長いが、大井川等の川止めがないため旅程は短かかった。はじめは、木曾の宿に人足50人と伝馬50匹を常置させたが、万治4年(1661年)25人の25匹に減り、寛文10年(1670年)、また50人の50匹に復活され、元禄14年(1701年)、再び25人の25匹となり明治におよんでいる。大名の通行のときは常置された人足、伝馬では間に合ぬので徭役(p.91および第5表参照)として住民が狩り出され、その負担は宝暦6年(1756年)の岩郷村の例では1年1戸の負担が41人になつてゐる。

木曾を通過する参勤交代の大名は34家であり、加賀の前田侯のごとく東海道通行の大名で木曾を迂回したものもあった。勅使の下降、徳川家より皇室への上使、日光例幣使、老中・奉行の巡見等なかなか高貴の方の通行は頻繁であり、かかる方々の福島本陣泊りは1ヶ年平均50件余に及んでいる。またお茶壺道中といつて、宇治より天下の名器に茶を入れ献上するという行列もあった。各宿場には旅籠屋(はたごや)といつて旅館も数軒でき、本陣および脇本陣といつて、大名等高貴の人の宿所にあつてられる家があり、また問屋といつて、公用荷物の継ぎ立てや、一般荷物の世話をする家ができた。この本陣、脇本陣、問屋は家柄のものの世襲制であり、椀飯といつて村民から一定の米を徴収していた。

のちになつて一宿につき毎年尾州家から5両ずつ(享保6年3両に減少)宿駅の手数料が下附されている。大名行列は、行軍の形式をとつたものであり、したがつて各宿場には「枠形」と云つて、道を直角に曲げたところが1,2ヶ所作られた。敵の防禦に備えたものである。

また宿場用水といつて、馬糧用と防火用を兼ねた用水が、町の表あるいは裏に設けられ、高塀といつて宿場の一・二ヶ所に厚さ5.60cm高さ6,7mの土塀が築かれて防火壁としたものである。

慶長9年(1604年)街道には1里(3.9km)ごとに1里塚ができ、えのきが植えられた。

1里塚は旅人の旅程標であり、また無料休憩所でもあった。

大名等が宿場を通行するときは、宿役人(町人)が宿場の入口まで袴羽織を着用して出迎え、行列の先頭に立つて「下におれ、下におれ」と叫んで、無礼のないよう警告したものである。

一般荷物の運搬賃沿革は次のようにある。

福島宿より上松・宮越間駒賃沿革表(本馬のみばっすい)

年 次	上 松	宮 ノ 越
慶長20年(1615年)	ビタ	45文
寛文6(1666)		108
宝永4(1707)		140
天明5(1785)		168
文化11(1814)		205
文久3(1863)		273
慶応3(1867)		1,060
		601

福島の関所

慶長7年(1602年)、福島に関所が設けられた。東海道の箱根、荒居、中仙道の碓氷の関所とともに最も重要な4大関所であった。

関所は山村家の所管であり、はじめは軍事的な意義をもつて設けられたものであるが、大阪役後、徳川家康が天下統一後は、出女、入鉄砲といつて、江戸方面より出てくる女と、江戸へ入る鉄砲を取締ることが大きな目的であった。

女を取締ったのは、幕府の政策として大名の奥方を人質として江戸におかしめたためである。上り下りの女と鉄砲の外、乱心者、首、囚人、手負者、死骸、遠島者等にもすべて手形がなければ通過を許さなかった。女手形発行権者は一定されており、たとえば、美濃は大垣侯、伊勢は桑名侯、尾張は尾州徳川家老、摂津河内は大阪町奉行、大和は南部奉行、京都ならびに西国方面は京都所司代、また関東以奥は幕府のお留守居役に限られており、その印影は予め山村家に届出たものを使用しなければならなかった。女手形には尼とか比立尼とか、小女とか、また身分素性、発足地、行先、旅行の目的等を記載しており、予め村の庄屋を通じて手形発行権者に交付を願い出て下附されたものである。木曾の女が木曾の内を相互交通の場合は、その村の庄屋問屋の手形、または日帰りの場合は「日帰木礼」で通れたものである。鉄砲手形は、数挺輸送のときは幕府老中発行の手形、持筒のときは各藩主発行の手形で通過したようである。もっとも郡内のものが狩猟のため通るときは、庄屋手形に山村家年寄り裏印のある手形や、日帰り木札で通過した。乱心者、囚人等の手形は女手形発行権者が発行したものであり、藩主発行の例外もあったようである。

関所の外、妻籠、壹の平（権兵衛街道に在り元禄9年の設置）、賀川および黒川渡に番所が置かれ、黒川渡以外は白木改番所（材木奉行の刻印のない五木は通さぬ）を兼ねていた。関所は公用の飛脚の外、夜間暮れ六つより明け六つ迄の通過を許さなかった。毎日上番と称して給人格以上の士分の者が2名、下番と称し從士（かち）および足軽が3、4人、外に仲間2、3人が詰めていたようである。大名通過のときはとくに加番といって学問のある者が上番や下番に加わったようである。大名から下問のあったときこれに答えるとか、あやまちのないことを期したためであった。またさぐり婆といって、女で男装の疑いある者の乳房をさぐらしめたとのことである。

関所に備え付けてあった武具は、明治元年の引渡品目録によると、大砲二門・車輦二輌（大砲と車輦は江戸末期に備えたものであろう）小銃20挺、重藤弓10張、槍12筋、3つ道具2通りとある。これらの武器が物々しく幌幕の張られた上番の間や下番の背後に立てならべてあったと思う。

一般の男子が関所通過のときは、改めを受けることはなかったが、通過には作法と様式があった。

1. 笠やズキンをぬぐこと。

1. 乗物で通るときは乗物の戸をあけて通り女乗物はさぐり婆にみせて通す。

1. 公家、門跡、諸大名通過のときは、予め通知があり、格別不審のないかぎり改めない。

上使以下諸大名通行に当っては、番人は上番所前のくり石のところに出て下座しなければならなかった。このくり石だけ一部今なお残っている。平日にはいわゆる着流しであり、諸大名旗本等通行に際しては袴羽織を着用したようである。

関所取締の都合上、木曾11宿の各宿に泊った身分のあるもの、あるいは、やや不審と思われるものは宿ついで関所に注進しなければならないことになっていた。

関所を避けて迂回通行したり、欺謀して通行しようとしたものは尾州へ報告しその指示を仰いだがほとんど極刑に処せられた。この例をあげてみると、

寛永13年（1636年）関所番人切殺事件がある。福島関所最初の関所破りである。5月6日明け6つ宮ノ越方面より来た浪人体の男が東門外にいた。それとは知らず門番が門を開くや否や浪人は不意に襲いかかり門番を切殺し、そのまま関所を走りぬけ何れへか逃走した。薬師堂の縁下に忍んでいた浪人は捕手が銃殺しその旨尾州へ報告した。

天和二年（1682年）の春、三河国加茂郡籠沢村の忠助という人が、タツという11才になる自分の娘を男装させて福島関所を通過しようとして発覚し捕えられた。忠助は前年の暮れに妻をうしないその亡妻の慰靈供養のため、また自分の亡父の13回忌と亡母の7回忌のため、1人娘をつれて道々門付けをしながら善光寺に参詣しようとしたものであった。

山村家ではこれを尾州藩に報告し、尾州藩は幕府に報告し、幕府は老中会議を開いた結果、忠助を斬罪に処し、娘は尾州家からきた家臣で滝沢村を知行所とする石川八郎左エ門に引き渡した。如何に関法とはいえ、残酷な処刑であった。

明和5年（1768年）66部の法入というものの関所偽計通行があった。4月12日66部同行3人が関所を通過した。改め方の粗略で一旦通過せしめたが、上番の注意により追いかけ、連れ戻して取調べの結果、内1人が女であることがわかった。三人共入牢中、5月5日法入は牢死した。尾州家を通じ幕府に報告しいまだ指令に接しない罪人であるため、死体保存の必要があった。やむなく塩一石二斗（約0.22k1）の塩水を作り死体を塩漬けとして保存し、翌年正月に至って死体取片付けの指令に接してようやく処分が完了した。関所廻道や偽計通行等は関守りとしても実に厄介な重大事件であり、成るべく誘導して申証を立てさせ、「不案内参り懸り」ということにして送り戻を行なうようにしていた。

慶応3年（1867年）婦人鉄砲ならびに乱心手負首死骸等の関所改めが解除された。

慶応4年明治と改元（1868年）その年12月に尾州候朝命を以て関所守方を代え槍士隊を派遣した。同月26日関門の引渡を行なった。したがって、山村氏によって備えられた大砲、車台、小銃、弓、槍、三つ道具其の他家老立会いの上全部山村邸に引払い、尾州方の依頼により騎馬組7人槍士隊が残って警衛の手助をした。明治2年（1869年）2月6日「箱根初諸道関門廃止被仰出候事行政官」の触れが出され廃関する。300年来山村氏が心血をそそいで守衛した関所「木曾の民治は返上しても護関の任は辞せず」といわれた関所も終に廃止された。幾程なく建物など取払われた。今は関所跡を欠き道路を拡張した国道19号線が下を通り昔の面影はない。ただ石碑がその位置を示めしている。

木曾八景

木曾八景は、近江八景になぞらえて尾張中納言宗勝の頃（1743年前後）、尾張藩の書物奉行をしていた松平君山が木曾路を訪ね作ったともいわれ、一説には尾張の俳諧師、横井也有ともいわれている。木曾の北部より次の八景がある。

1. 徳音寺の晩鐘

日義村の木曾義仲の菩台寺、晩秋の夕暮につく暮6つの鐘の音は有名である。

1. 御嶽の暮雪

三岳・王滝・開田村にまたがる古くからの信仰の山、御嶽の5・6月頃の残雪が薄紫色の山肌に美しい模様を描き情趣がある。

1. 桟の朝霧

福島より、4kmの地点にある桟は、初夏の頃の、木々の緑、木曾川の藍、花崗岩のさまざまが朝もやの中にかすんで見える風景が一番よいといわれている。

1. 寂覚の夜雨

上松駅より約1.5km。梅雨の頃、しぐれの寂覚の床一帯の風情は落着いた趣がある。

1. 風越の晴嵐

上松駅より約4km。緑の草山を夏風の吹き越していく様は雄大な眺めである。

1. 駒ヶ岳の夕照

木曾の各町村から眺められる。秋から春まで、白雪の駒ヶ岳連峯が、夕陽に映えて、赤紫色に照り輝くさまは幻想的な美しさである。

1. 小野の瀑布

上松駅より約3km。昔よりこの街道で知られた名所であるが、今は昔の面影はあまり残っていない。

1. 与川の秋月

南木曾町十二兼より約4km。坂本平からの眺める仲秋の名月は木曾随一といわれている。

